

329.17
H156z



2

0018174-000

329.17-H156z

事变下の上海概観

浜野末太郎・著

東洋協会

1940

ACJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

329.17
H156₃

事變下の上海探観

33

調査資料

事變下の上海概観

東洋協會調査部

394

329.17
H1563

いふまでもなく、一八四〇年阿片戦争は歐米東亞侵略の狼火であつた。南京條約ついで望厦・
黄埔の條約は、極東制覇の基地を上海に構築し、爾後百年、租界は年毎に肥大していつた。長江
を動脈として奥域の生血を朝宗せしめ、南香港・北天津と聲息相呼應し、こゝにはゆる浙江財
閥を妖育して蔣政權と苟合し、つひに政治經濟文化の全面にわたつて、大支那五體の死命を制す
るに至つた。

聖戰こゝに四年、東亞新秩序の建設は、實は上海の血清に始まる。本會はこゝに見るところあ
り、濱野末太郎君に委嘱してその概観を調査し、今この篇を作る。租界問題を討究するは勿論、
「上海はバラダイスだ」と謳歌する猶太人移植の事情をも明かにし、進んで現下に於ける米國極
東政策の動向にも及んだ。同憂内外の朝野に對し、聖業推進の一助たるを得ば洵に幸ひである。

昭和十五年九月二十日

東洋協會調査部



事變下の上海概観 目次

はしがき.....一

一 上海租界の沿革.....一

(イ) 共同租界

(ロ) 佛租界

二 租界の組織.....四

(イ) 共同租界

(ロ) 佛租界

三 租界の司法制度.....六

四 越界路問題.....四

五 上海々關接收問題.....六

目次 (1)

- 六 租界に於ける治安問題……………三〇
- 七 上海都市計畫問題……………三三
- 八 物價騰貴と生活問題 附難民問題……………四四
- 九 猶太難民問題……………四五
- 一〇 第二歐洲大戰と上海……………五九
- 一一 上海港の貿易と關稅收入……………六四
- 一二 上海の言論界……………七四
- 一三 米國の極東政策の動向と上海……………八二
- 結 論……………九

事變下の上海概観

はしがき

上海の都市そのものは支那の都市と言ふには餘りに國際的である。併し上海租界問題の解決は或意味に於ける支那問題の解決である。租界を含む上海を完全に掌中に把握するならば支那の咽喉は扼し得たと言ひ得る。然るに日支事變の發展につれて皇軍の占領したものは『上海の外廓』であつて、その眞のハートとも云ふべき『上海租界』は未だ占領されて居らぬ。

上海の都市として港灣としての重要性はその外廓にたくして中核たる租界にある。上海の總ての問題の鍵は租界にある。故に茲に上海問題を概観するに當つて租界問題を中心とし、租界に重點を置いて之を論じよう。

一、上海租界の沿革

(イ) 共同租界

近世歐米列強による支那侵略は一八四二年阿片戰爭直後の南京條約に始まる。上海の租界も同條約の結果同港が廣東、厦門、福州、寧波の諸港と共に開港され、外國人専用の居住地域が設定されたことに端を發して居る。共同租界工部局市參事會の選舉毎に問題となる土地章程 (Land Regulation) も前記の南京條約締結から三年後の一八四五年十一月英國

初代の上海駐在領事ジョージ・バルファアと上海道臺兼江南海關監督宮慕久との間に協定されたもので、其後一八五四年、一八六六—六九年、一八八八年と數次の改訂を経て現行の土地章程となつたのである。當時は英國の專管居留地で、其範圍地域も『洋涇濱(今の愛多亞路)の北及李家場(今の北京路)の南に該當する地區』と定められた寧ろ漠然たるもので、其面積の如きも約百三十八エーカー程で、居留外人の數も一〇八名(一八四八年)に過ぎなかつた。

而して此の土地章程發布の目的も居留外人に安全且つ衛生的な地域を提供し、平和裡に商業に従事せしむるにあつて、今日工部局當局が敷衍し解釋する如き廣汎な行政權や警察權を含むものではなかつたのである。それが其後租界内人口の増加に伴ひ、土地章程の改正と共に租界當局の權限の擴張、面積の延長を行ひ、更に新委員會の設置、徵稅事務、土木事業の着手、警察事務の管掌を行ひ、更に一八六三年七月洪秀全の長髮賊の亂に際し蘇州河以北に居住せる米人と英租界の英人とが共同して外敵の侵入を防ぐ目的で英米租界の合併が提議され、今日の共同租界(International Settlement)となつたのである。尙ほ Municipal Council を工部局と記したのも元來租界の行政事務が主として土木工事に限られてゐたことに起因する。そして租界の發展に伴ひ租界がいつか特殊治外の地域と考へられるに至つた。例へば租界中立性の主張の如きも大刀匪、長髮賊、團匪の事件等に際し租界當局は清國軍隊と叛軍との間に嚴正中立の宣言をなすと共に、兩軍に對し上海租界を以て交戰地域又は作戰地帯たらしめざらんことを要求したことに端を發する。外國側は之を理由に租界の中立性を既成事實の如く慣用するに至つたもので、これは毫も法的根據の存しないばかりでなく、支那の主權を無視した議論と云ふべきである。

併し此の租界當局による租界中立の宣言が民國になつても租界を兩軍戰禍の外に置き、戰禍に悩む支那人の安全な避難所と化し、其後戰爭毎に租界が中立地帯として取扱はれた結果、遂には相敵對する支那黨派要人の避難所又は陰謀策

源地ともなり、租界繁榮の原因をなすと共に今日の如き不逞分子の巢窟となつた。實は法理上租界は支那の領土でありながら支那人は之を自國の領土視せず、租界に住む事によつて外國の庇護の下にある如く考へてゐる。斯くして租界は益々繁榮し發展し、共同租界の面積の如きも九十五年前の百三十八エーカーから今日は四十倍以上の五千八百八十四エーカーに増大し、外國人々口の如きも事變以來日本人の急激な増加にもよるが實に一千倍の十萬人を突破するに至つた。

(ロ) 佛 租 界

上海に於ける佛租界の建設は一八四四年十月二十四日廣東河口黃埔に調印された三十六ヶ條より成る佛支條約の第十二條に基礎を置く、併し實際に佛國專管居留地が上海に設定されたのはそれより四、五年の後である。

一八四八年佛國領事として來滬したモンティニーは先づ宣教師マレスカの名によつて、上海城北門外及徐家灘に一ヶ年四百元の地代を以て教會堂建設の土地建物を獲得し、其翌年四月には南は城河(今の民國路)、北は洋涇濱、西は朱家橋(今は當時の功勞者モンティニーの名を附した敏體尼薩路)、東は潮州會館より河に沿ひ洋涇濱東角即ち黃浦江岸に至る地域を專管租界として設定した。當時この佛租界に居住した佛國人はモンティニー領事夫妻、母、娘二人と通譯の六人と外人合計十名に過ぎなかつた。

モンティニーの歸國後間もなく長髮賊の亂が起り、避難民や逃遁兵の殺到で佛租界は全く混亂状態に陥らんとし、時の副領事エダンは處置に窮し、英米兩國民の合流と共に英佛兩租界の共同統治を提議せんとしたが、一八五四年の末來滬した佛艦隊司令官ラゲル提督の反對によつて中止され、佛租界の維持は全うされた。そして當時佛租界保護の爲め來着した佛蘭西兵及水兵の多くが戰亂後も佛租界に殘留居住することとなつたので、佛租界の外國人々口は俄に増加した。

一八五五年には在留佛人間に公共土木事業に關する自治體が組織され、翌年には警察制度が創設され、更に翌年の一八五七年には地主會議が開かれ、一八六二年四月二十九日に行政委員會の誕生を見たが、間もなく佛國總領事と行政委員會との間に警察權に關する權限争が起り、解散の運命に逢着した。それが動機となつて一八六八年四月十四日始めて佛租界市政章程なるものが發布され、之を基礎に創設されたものが現行の公董局(工部局)である。

租界の區域も一八六一年には東マルシェ路に、一九〇〇年には呂班路に、一九一四年には海格路にまで延長された。現在の佛租界の面積は二千五百二十五エーカーに達して居る。

二、租界の組織

租界の組織に就ても共同租界と佛租界に分け別個に論ずる必要がある。蓋し租界は地域的に相接し、愛多亞路の如き道路の中心を境界に共通の路面を持つも、相互に獨立した行政機關と獨立の法規の下に支配されてあるからである。

(イ) 共同租界

(一) 土地章程

共同租界の組織の根本をなすものは全文三十ヶ條より成る土地章程で、之を補足するものに同附則がある。而して土地章程の増補修正に關しては上海領事團及支那地方官憲の協議、決定を更に外交團及支那中央政府が承認することを必要とする關係上、容易に行はれないが、同附則は領事團又は公使團及納稅者會議の承認があれば市參事會に於て任意に制定實施し得る關係上、その實現は比較的容易であり、從來市參事會に多數を占める英米人側が日本側參事會員の知ら

ぬ間に彼等に有利な、而して日本側に不利な規則や決定を勝手に議決した所以でもある。

(二) 市參事會

市參事會は共同租界の最高行政機關であつて『租界のより良き秩序と統治に必要なもの』として選任され、附則を制定し、税金を徵收し、徵收済の稅の割當支出を決定し、工部局職員を任免する等租界行政の最高權能を有する。

市參事會の構成も最初是一名の議長と六名の委員より成り、次で一九二八年までは外國人のみ九名であつたが、一九二五年の五卅事件頃から擡頭した支那人參政運動が漸く具體化し、此年初めて支那人にも參政權が與へられ三名の參事會員を出し、二年後の一九三〇年には支那人市參事會員は三名から五名となり、現在では外人の九名と合せて十四名である。外國人側の割當も最初は英人八名、米人一名であつたが、一八九〇年より一九一四年までは通常英人七名、米人一名、獨逸人一名を以て組織され、一九一四年歐洲大戰勃發以來獨逸人參事會員の代りに露國人が就任し、更に一九一六年よりは日本人市參事會員一名を加へて、英人六、米人一、日本人一、露國人一の割合となつた。然るに一九一八年には露西亞帝國の崩壊と共に露國人參事會員は退却し、その代り一九一九年からは米國人は二名となり、一九二七年からは日本人も一名を増して二人となり、その代り英人は五名となつた。其後一九三〇年に英六、日二、米一となつた以外は常に英五、日二、米二の比率を維持して今日に至つた。

其間一九三六年三月の選舉に際し日本側は卜部卓江(三井支店長)、山本式夫(郵船支店長)、郷敏(滿鐵次席)の三氏を候補に立て、戰つたが、英人マクノートン少將の最高得票二、〇一二票に對し、我方は郷氏の八八〇票を最高として千票以上の差で卜部氏の落選を見たが、其際工部局事務總長の投票隠匿事件等が暴露して選舉無効を宣し、選舉の遣り直しとなり、日本側も候補を卜部、山本兩氏に還元して辛くも現狀を維持した。而して今年四月の選舉に際しては我方は前

年十二月二十八日工部局公表の選舉有權者總數五、二四五(日本人二、三七八)を基準とし、之にナチス系獨逸人の三五〇票、伊太利人の六〇票、其他我方に好意を持つ第三國人の日本人候補者への投票を豫想し、英人側六名(内一名は非公認)、米人側二名に對し五名を立て、現狀打破のスローガンの下に決然挑戦したが、又も敵側の不正極まる手段によつて我方は大敗し、辛くも二名の現狀を維持し得るに過ぎなかつた。

市參事會員の選舉は毎年行はれ、その選舉及被選舉資格は土地章程第十九條に左の如く規定されてゐる。

△外人市參事會員選舉權者

一、租界内に於て價格千七百五十元(銀千二百五十兩)以上の土地を所有し、工部局に對し年額十四元(銀十兩)以上の地租を納むる者

二、租界内に於て家賃年額七百元(銀五百兩)以上の家屋に居住し、工部局に對し月額十五元五十仙以上の家屋税を納むる者

△外人市參事會員被選舉權者

一、租界内に於て價格三千五百元以上の土地を所有し、工部局に對し年額其千分の八即ち二十八元以上の地租を納むる者

二、租界内に於て年額千四百元以上の家屋に居住し、工部局に對し二十一元以上の家屋税を納むる者

支那人市參事會員は無給の名譽職であり、任期が一年であることに就ては同一であるが、選出方法は異なり間接選舉である。即ち左の資格を有する納稅者の中より八十一名の選舉人團體を組織し、該團體をして支那人市參事會員五名を選舉せしめるものである。

△支那人代表選舉資格者

一、共同租界に於て價格七百元以上の不動産を有する者

二、共同租界に於て工部局課金及不動産稅年額十四元以上を納むる者

三、共同租界内に家屋を有し、年額七百元以上の家賃を支拂ひ、自己の名に於て工部局に課金を納むる者

被選舉資格は共同租界に五ヶ年以上居住する課金納稅者にして、左の資格を有する者との規定がある。

一、共同租界に不動産を有し年額七十六元以上の課金を工部局に支拂ふ者

二、共同租界に土地を賃借し、工部局に對し自己の名に於て年額千六百八十元以上の賃借料を支拂ふ者

右八十一名の選舉人代表選出方法は今回の日支事變前までは三分の一(二十七名)を納稅者會議員の公選、三分の一を南市及閩北總商會、他の三分の一を各種同鄉會及各路聯合會より選出することとなつて居たが、一九三八年からは納稅者會議員互選による三分の一、居住民代表三分の一、商業團體代表三分の一の合計八十一名と訂正された。

現在の共同租界行政は前記内外人十四名の市參事會員によつて組織される市參事會が主腦機關となつて活動してゐる。議長、副議長には英、米人が常に占めて居る。昨年までは辯護士シー・エス・フランクリン(米國系猶太人)が議長で、副議長にはジャーディン・マセソン商會(怡和洋行)代表社員ダヴルユー・ケズウツク(英人)がなつてゐたが、昨年限りフランクリンは辭職し、今年四月の改選後はケズウツクが議長となり、副議長にはスタンダード・ヴァッキアム石油會社(美孚洋行)副支配人ジェー・ダヴルユー・カーネー(米人)が就任して今日に至つて居る。現任市參事會員左の如し。

共同租界市參事會員

W・J・ケズウツク(英人) 怡和洋行總支配人

J・W・カーネー(米人) 美孚洋行副支配人

N・F・オールマン(米人) 辯護士

G・A・ヘーレ (英人) 英帝國化學工業會社重役
 R・G・マクドナルド (英人) 天祥有限公司副支配人
 G・E・ミッチェル (英人) 太古洋行重役
 T・S・パウエル (英人) 亞細亞火油公司支配人
 瑞 雄太郎 三井洋行支店長
 岡 本 一 策 紡績聯合會總理事
 虞 洽 卿 (支那人) 和蘭銀行買辦、上海華人總商會々長
 江 一 平 (支那人) 前者の女婿、辯護士
 袁 履 登 (支那人) 上海華人總商會副會長
 郭 順 (支那人) 永安公司副社長
 奚 玉 書 (支那人) 會計師

七月初南京政府より逮捕令を發せらる。

市參事會には補助機關として左の各種の常設委員會があり、市參事會の諮問に應じ豫算の編成に協力し、又外に臨時の委員會を設け、内外各國人が參加列席してゐることは上海の國際性を遺憾なく發揮して居る。

財政委員會
 警務委員會
 工務委員會

人事委員會
 公共事業委員會
 衛生委員會
 音樂委員會
 教育委員會
 圖書館委員會
 公園委員會
 課稅委員會
 映畫檢閲委員會
 ヴィクトリア看護婦寄宿會管理委員會

市參事會及各種委員會は租界行政の最高方針を決定する機關ではあるが、その構成分子が何れも別に本職を有つ社會人なるを以て毎日會合することが困難なので、隔週又は三週間に一回會合する關係上、日常の事務は工部局の職員が之に當つてゐる。

工部局には事務總長一名 (現在英人ジ・ゴッドフリー・フィリップス)、次長三名 (内一名は日本人指宿秀彦) を置き、左の數局 (處) に分れ各所管事務を取扱つて居る。

總務局 (總辦處)
 財務局 (支銀處)

衛生局 (衛生處)
 工務局 (工務處)
 警察部 (警務署)
 義勇團 (團練處)
 消防隊 (火政總務處)
 音樂隊
 教育部 (教育處)
 圖書館

尙ほ右の外地産(土地)委員會及總務局に直屬する工場監督部及法律部がある。

(三) 納稅者會議

共同租界の議事機關としては納稅者會議がある。これも外人納稅者會議と支那人納稅者會議とがある。

前者の議員たるには『租界に居住し總ての課金を支拂ひ居る個人又は商社員外國人にして、價格五百兩(七百元)を下らざる土地を所有し、免許手数料を除き、土地又は家屋又は兩者に對する課金十兩(十四元)又はそれ以上を支拂ふ土地所有者及年額五百兩(七百元)を下らざる査定家賃を支拂ふ家長』たる資格を要し、男女年齢の區別はない。右納稅者會議は毎年四月の選舉直後に年次大會を開き、臨時大會(特別會議)は納稅議員二十五名以上の請求ある時は開くことを得ることになつて居る。年次大會は主として豫算、決算の審査、租稅額の評定、地産委員の選舉等を行ひ、臨時會議は租界工部局に關する事項の審議をなすことを得る。

支那人納稅者會議は一九二〇年支那側が租界行政參與を主張した際制定された『納稅華人會章程』によつて成立したもので、土地章程には何の規定も無い。

(四) 警備關係

共同租界の警備關係としては工部局に屬する警察、義勇隊及消防隊の外に日、英、米、伊の各國駐屯軍があつて警備に當つてゐる。一九四〇年七月現在警察、義勇隊、各國駐屯軍兵力左の如し。

共同租界工部局警察隊	四、八四〇 _A
内 譯	
第一外人部隊(歐米人)	四一二
第二外人部隊(日本人)	二七六
印度人隊	五二九
支那人隊	三、六三一
共同租界工部局義勇隊	二、〇五七
内 譯	
英 人	五七七
支那人	二四三
日本人	一一六
比律賓人	七八
日本駐屯軍	七八
英國駐屯軍	一、五〇〇
其他二十五ヶ國	五二一
米 人	一五六
葡萄牙人	一一三
ロシア人	二五三
××××	××××
××××	××××

米國駐屯軍
伊國駐屯軍

一、〇六〇
二五〇

〔註〕右稿を終つた八月九日夜英國政府は突如上海、天津及北京に駐屯する英國軍を引揚ぐるに決定した旨發表された。勿論歐洲戰局に於ける英本國の危機と極東に於ける政策上なされた決定で、一九二七年以來日、米、英、伊（伊は一九三二年追加）參加の四ヶ國の軍隊が所謂上海防備軍として共同租界の警備に當つて來たものを、英國が勝手に一方的通告で撤退するに至つたことの當否は別として、明に英國の東洋より退却の第一歩と見られる。

(ロ) 佛 租 界

佛租界の行政組織は共同租界のそれとは根本的に異なるものがある。それは前者が佛國の專管居留地で後者が列國の共同セツツルメントたる點にある。従つて工部局市參事會（支那譯公董局董事會）なる文字を用ひても、共同租界の市參事會は執行機關たるに止まるに反して、佛租界の市參事會は議事機關をも兼ねて居る。

佛租界最高の行政機關たる公董局董事會は公董局組織章程によれば原則として、佛總領事を加へて十五名の董事によつて構成されて居る。佛總領事は董事長として同時に議長を兼ね、その他の十四名の董事の振當及選任方法は左の如くである。

- 一、佛蘭西に國籍を有する選舉人によつて選定される佛蘭西人 四名
- 二、佛國總領事の任命する佛蘭西人 三名
- 三、佛租界在任一般外國人中より選出さるゝ者 四名

四、一九一四年四月八日の佛支協約に基づき詮衡選出さるゝ支那人 二名

五、佛蘭西總領事の任命する支那人 一名

右の外總領事は駐支佛蘭西大使の承認を得た場合一名乃至數名の董事を任命することが出来る。現に董事數は佛國人九名、外國人四名、支那人五名都合十八名であるが、その中の一人で支那人董事中の元老とも云ふべき張嘯林は八月十四日重慶テロの爲め暗殺されて一名缺員となつてゐる。即ち左の如し。

佛租界公董局董事

- H・バール（佛人） 中法工商銀行支配人
- L・シニヴレト（佛人） 東方滙理銀行支配人
- J・コーシエ（佛人） 佛國火輪船公司支配人
- J・ドネ（佛人） 達理事務所總經理
- P・デュブイ（佛人） 鴻基商品公司總經理
- エドワール・エグル（瑞西人） 華嘉洋行支配人
- H・ラフォン（佛人） 信孚洋行副支配人
- E・J・ロイド（英人） 羅德公司代表者
- ペール・エムーリス（佛人） 首善堂教會牧師
- R・ボンテ（佛人） 義品放款銀行支店長
- J・ソーヴェール（佛人） 有餘洋行主

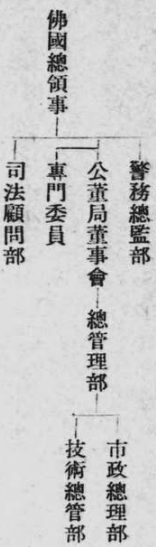
- H・J・シエリダン (米人) 美孚洋行副支配人
- E・S・ウィルキンソン (英人) 湯窪會計事務所相談役
- 張翼 樞 (支那人) 哈瓦斯通信社華文部經理
- 錢永銘 (支那人) 中興煤礦公司總經理
- 朱炎 之 (支那人) 中法工商銀行華入部經理
- 齊致 (支那人) 上海信託有限公司總經理

選舉人たる資格は滿二十一歳以上の佛國人及治外法權を有する外國人で、納税の義務を負ひ、身分上特殊の制限を受けざるもので次の三條件中の一を具備するものたることを要する。

- 一、佛租界又はその附屬地内に土地を有し正式の地券を所有する者
- 二、佛租界又はその附屬地内に家屋の一部或は全部を賃借し、賃借料四十兩又は五十兩以上を納むる者
- 三、佛租界或はその附屬地内に居住すること三ヶ月以上にして毎月の收入百二十五兩以上に達する者

尙ほ前記の資格を有する選舉人にして滿二十五歳以上の者は同時に董事たるの被選舉資格を有する、選舉投票は共同租界と同じく連記ではあるが記名式では無い。支那人は一九一四年に初めて二名の董事を認められ、其後三名となつたが、實際は佛人董事の數を増すと共に増加任命されて居る。

公董局(工務局)の組織は總領事の支配下に總管理部があり、其下に市政總理部及技術總管部があり、各部の下に處、課、股に分掌されて居るが總領事の直轄として別に警務總監部及司法顧問部がある。今之を圖示すれば左の如くである。



專門委員會は左の九常設委員會があり、大部分は佛國人だが支那人委員も參加してゐる。

- 工務委員會、財政委員會、教育委員會、衛生委員會、交通委員會、園藝委員會、土地委員會、家屋稅委員會、醫院管理委員會

警備關係としては共同租界と同様、警察、義勇隊、消防隊及駐屯軍があるが、警備關係のみは公董局の所屬を離れて獨立し、佛總領事に直屬してゐる。従つて佛總領事の權限は共同租界に於ける各國總領事が個々に持つ以上の權限をもつてゐる。

警務總監部は警務處、義勇隊、政事治安處に分れ、警察署は盧家灣にある中央署の外に小東門、霞飛路、貝當路、大自鳴鐘、福煦路の五警察署がある。警務擔當者は現在フアブル中佐以下三千四百三十餘名でその内譯左の如し。

- 公董局警察隊 三、四三五
- 内譯 歐羅巴人(ロシア人を除く) 三五〇
- ロシア人 二〇〇
- 支那人 二、三八五
- 安南人 五〇〇

此の外佛國軍隊駐屯部隊は歩兵、機關銃兵、工兵、戰車隊、砲兵、衛生兵、輜重兵等の混成で一千三十四名の兵數がある。

三、租界の司法制度

上海租界に於ける司法行政は複雑且つ議論の餘地多いが、大體これを

一、領事團法廷

二、領事裁判權制度

三、支那裁判所

に分けられると思ふ。

領事團法廷とは共同租界に於て同租界がその名の示す通り列國の共同管理の下にある關係上、租界の行政機關たる工部局市參事會に對する行政訴訟及市參事會が自ら行ふ訴訟は其監督機關たる領事團に於て之を受理し審理する。これが即ち領事團法廷で一八六九年の土地章程、一八八二年の規定にこれがある。此の裁判官は毎年領事團の互選によつて之を定め、最初は三名であつたが、一九三一年以來五名となつて現に我三浦總領事は主席裁判官である。

領事裁判權は支那との條約によつて領事裁判權を有する國の國民が租界の内外を問はず、支那に於て民刑事被告たる場合、支那裁判所の管轄を受けずして自國の領事裁判所に於て審問を受ける權利をもつてゐる。現在支那に於て領事裁判權を有する國は、

日本、英、米、佛、丁抹、和蘭、瑞典、瑞西、葡萄牙、白耳義、伊太利、諾威及ブラジル

の十三ヶ國で、獨逸及ソ聯等は歐洲大戰後、西班牙は最近之を放棄した。

領事裁判に就ても英國の如く在支最高法院（一八六五年創設）、上訴法院及地方法院を特設する國と、米國の如く米國在支司法委員法廷と、在支米國法院（一九〇七年創設）を有するものと、單に租界内に領事法廷を有し、専門の司法官又は領事が之に當るものとある。日本、伊太利の如きは此の後者に屬する。

佛租界に於ても領事裁判に當る専門の司法領事がある。尙ほ此の外會審衙門が一九二六年支那に回收されると共に、佛國は佛租界に司法顧問部を設け今日に及んで居る。

支那裁判所に就て述べる前に先づ支那政府の漸進的司法權回收の歴史を略述する必要がある。

最初租界内には支那側裁判所はなく、治外法權に關する支那と列國との條約は在支外人に對する裁判權行使を外國當局に委任したのみならず、支那人を被告とする外支人間の民刑事事件にも之を適用して特別の手續とその外國官憲に委任することを規定したが、その後租界内に支那人口の増加と共に國籍不明外人の跳梁跋扈する者も生じ、それ等外支人間に起る種々の紛争事件は領事裁判のみによる處理の困難を來し設けられたものが所謂會審衙門 (Mixed Court) で、その正確な起源に就ては不明だが一八六四年 (同治三年) 頃時の米國領事ジョージ・エス・スワードと英國總領事ハリ・パークスが上海道臺と協議の結果生れたもので、正式に成文となつたのは一八六九年 (同治八年) 四月二十日で『洋涇濱會審章程』十箇條がそれである。

第一條には同知一名を選任して支那人間の訴訟及外商支那人を訴ふるものは、其金錢負債に關するものたると貿易等に關するものたるとに論なく均しく該官吏が支那國法に照して之を審問すること

第二條には凡そ事件が外人に關係ある時は領事官委員と合同して審問し、或は外人官吏を派して會審せしむること

第三條には外人の雇傭する支那人被告たる場合には該委員は先づ該被告の犯罪事實を關係領事に通知すること

等を規定したものであるが、當時佛國總領事は其拘束を受けることを快とせずして該章程に署名することを拒絶し、別に佛租界領事館内にも會審衙門を設けた。佛總領事の反對の理由は前記の章程の第一條にあつたと云はれてゐる。その後一九〇二年共同租界に居住する佛國商會雇支那苦力に對する佛租界當局の逮捕令問題から共同、佛兩租界當局の間に紛争起り、遂に北京の公使團にまで問題は持出された結果制定されたものが一九〇二年六月十日より實施された『上海共同租界及佛租界各會審衙門ノ管轄ニ關スル章程』四箇條である。短文故全文を左に記す。

第一條 刑事々件ノ被害者カ外人ナルモ佛人ニ非サル者ハ共同租界會審公堂之ヲ審理シ、若シ被害者カ佛人ナル時ハ佛租界ノ會審公堂之ヲ審理ス

第二條 刑事々件ノ原被兩造共ニ支那人ナル時ハ犯罪地ノ會審公堂之ヲ審理ス

第三條 原告カ支那人ニシテ被告カ外人タル民事々件ニ其例ニアリ、(甲)若シ原告カ佛人ニ非スシテ被告カ共同租界或ハ佛租界ニ住ムモノナル時ハ原告國領事ヨリ共同租界會審公堂ニ告訴シテ之カ審理ヲ受ク、(乙)若シ原告カ佛人ニシテ被告カ共同租界或ハ佛租界ニ住ムモノナル時ハ佛租界ノ會審公堂之ヲ審理ス

第四條 民事々件ノ原被兩造カ共ニ支那人ナル場合ニハ原告ハ被告所在地ノ會審公堂ニ訴ヘルモノトス

その後一九〇五年(光緒三十一年)には、上海領事團による會審章程の改訂希望より北京公使團の決議した十一ヶ條の『追加章程』案も提議されたが、これは支那側の反對があつて實施に至らず、僅に慣例による會審規定の變更が行はれる程度であつた。然るに一九一一年の所謂辛亥革命は會審衙門制度の上に大きな影響を及ぼした。一月から十月までは別に問題も起きなかつたが、同年十一月革命軍が上海城外を占領するや清國の官吏は我先にと取るものだけは取つて遁走し去つたので、十一月十日の領事團布告によつて會審衙門は領事團がそのまゝ之を繼承し、支那人の會審官たる承審

員も領事團が任命することとなつた。

其後一九一三年(民國二年)中華民國政府として列國の承認を受けた革命政府は、會審衙門回收の覺書を時の北京外交團主席たる英國公使サー・ジョン・ジ・ロルダンに提出して返還を要求したが容れられず、爾來十數年會審衙門は新制度の下に裁判權を行使して來た。

偶々一九二五年所謂五卅事件を契機に英國政府の讓歩によつて會審衙門問題が切離されて支那政府との間に交渉され、折衝一ヶ年餘にして成立したものが一九二六年八月三十一日附『上海共同租界會審衙門還附に關する臨時協定』で、この協定によつて上海領事團は一九二七年一月一日衙門引渡の手續を了した。而して一九一一年から一九二六年十二月末日に至る間會審衙門は中國の法廷となつてゐたが中國會審官は領事團から任命され、工部局から俸給を受けてゐたのである。此の頃中國會審官、外人觀審官各七名で外人は日、英、米各二名、伊太利一名であつた。

右臨時協定の結果として臨時法院が共同租界内に設けられ、會審衙門と會審章程は消滅した。所が其後新協定による法院と觀審官の運用は兎角圓滑を缺いた。

元來右臨時協定は施行の日より向ふ三ヶ年間有效で期限前六ヶ月の豫告によつて改訂されることになつて居たが、支那側では此の不圓滑運用を理由に一九二九年五月八日英、米、佛、蘭、諸、伯の六國公使に向け新協定締結の要求を提議し、一九二九年十一月より翌年二月にかけ關係國との間に商議の後一九三〇二月十七日附で成立したものが十ヶ條より成る『共同租界中國法院に關する協定』である。

右『本協定』の主なる條項を摘記すれば左の如し。

第二條 中國政府ハ審判機關ニ關スル中國法律規則ニ從ヒ且本協定ノ條項ニヨリ、上海共同租界内ニ地方法院及高等法院分院ヲ設

置す。現ニ施行中ニ係ル中國法律規則ハ其實體法ナルト手續法ナルトヲ問ハス、又今後適法ニ制定公布サル、モノモ總テ右地方法院及高等法院分院ニ適用セラルヘシ、但シ共同租界ノ土地章程及附則カ中國政府ニヨリ採用ノ上發布サル、マテハ、此等章程及附則並ニ本協定ノ條項ニ對シ適當ノ斟酌ヲナスコトヲ要ス。高等法院分院ノ判決、決定及裁決ハ中國最高法院ニ對シ中國法律ニ從ヒ上告スルコトヲ得

第三條 領事代理若クハ領事館員カ現ニ共同租界ニ在ル中國法院ニ於ケル裁判手續ヲ監視シ若クハ會審スル爲メ出廷シツ、アル從來ノ慣行ハ本協定ニヨリ設置セラル、法院ニ於テハ之ヲ繼續スヘカラサルモノトス

第五條 本協定ニヨリ設置セラル、法院ニハ各中國政府ノ任命ニカ、ル數名ノ檢察官ヲ置クヘシ、右檢察官ハ當該法院ノ管轄區域内ニ於テ審問檢分ヲナシ、且ツ中國刑法第百三條乃至第百八十六條ノ適用ヲ必要トスル一切ノ事件ニ關シ中國法律ニ從ヒ其職務ヲ執行スヘシ、但シ共同租界工部局警察若クハ當事者ニ於テ既ニ起訴シタルトキハ此ノ限りニ非ス(以下略)

第六條 召喚狀、逮捕狀、命令等ノ如キ一切ノ司法手續ハ本協定ニヨリ設置セラル、法院ノ審判官ニヨリ署名セラレタル後初メテ其效力ヲ生スヘク、且ツ司法警察若クハ其ノ執達更ニヨリ下記規定ニ從ヒ送達若クハ執行セラルヘシ

共同租界内ニ於テ逮捕セラレタルモノハ何人ヲ問ハス法院ノ豫審ヲ經スシテ租界外官憲ニ引渡サレサルヘシ、右豫審ニ際シ被告ノ辯護士ハ出廷シ意見ヲ述フル權利ヲ有ス、但シ中國新式裁判所ヨリ要求アリタル時ハ本人ニ相違ナキコト法院ニヨリ立證セラレタル後引渡サルヘシ(以下略)

第八條 相當ノ資格ヲ有スル外國人辯護士ハ外國人カ當事者タル一切ノ事件ニ關シ、本協定ニヨリ設置セラル、法院ニ於テ其ノ職務ヲ執行ヲ許サルヘシ、但シ當該外國人辯護士ハ單ニ其關係當事者タル外國人ヲ代表スルモノトス(以下略)

第九條 中國政府ヨリ二名、本協定ニ署名セル各國政府ヨリ二名、計四名ノ常任代表者任命セラルヘク、本協定ノ解釋又ハ適用ニ關シ異論アルトキハ此等代表者ハ高等法院分院長若クハ署名國官憲ノ委嘱ニ應シテ之カ調解ニ努ムルモノトス、但シ此等代表者ノ報告ハ雙方同意アル場合ノ外、何レノ當事者ヲモ拘束スルコトナカルヘシ、法院ノ判決、決定、裁決又ハ命令ハ前記代表

者ノ考量ヲ求ムヘキモノニアラサルコト約ス

第十條 本協定及附屬文書ハ一九三〇年四月一日ヨリ其效力ヲ發生スヘク、且同日ヨリ向フ三ヶ年有效トス、但シ各當事者ノ雙方ノ同意ヲ經テ一期間其效力ヲ延長スルコトヲ得

斯くて上海臨時法院は廢止され上海特別區地方法院(翌年佛租界の會審衙門の回收に伴ひ共同租界のものは第一特區地方法院と改稱され、佛租界のものは第二特區地方法院となつた)、江蘇高等法院第二分院が共同租界内に設けられた。尙ほ右協定は第十條の規定により一九三六年三月末日を以て滿期となつたが、滿期前雙方より何等の意思表示なくそのまゝ效力を繼續し、その中一九三七年夏の日支事變勃發によつて今日に及んだが、蒋介石政權は既に地方政權に墮し、國民政府は南京に還都したる今日、上海の特區法院に對する管轄權を有すべきにも拘はらず、法院内人的要素の蔣政權支持の爲め未だその運びには至つてゐないが、遠からず新政府による接收行はるゝであらう。

佛租界に於ける會審衙門も共同租界に於けるものゝ廢止に伴ひ、稍遅れて一九三一年七月廿九日に中國政府に回收された。即ち『上海佛租界内設置の中國法院に關する協定』これである。其要旨左の如し。

第二條 中國政府ハ中國法律及章程ニ照シ上海佛租界内ニ地方法院及高等法院分院各一ヲ設置ス、該法院ニ專屬スル官吏ハ該租界ノ範圍ニ限リ其管轄權ヲ行使スルモノトス

高等法院分院ノ判決及裁決ニ對シ中國最高法院ハ中國法律ニ照シ其上訴事件ヲ受理ス

第三條 中國ニ於テ現ニ有效ナル又將來法ニヨリ制定公布スヘキ法律章程ハ之ヲ一律ニ各該法院ニ對シテモ適用ス、但シ租界ニ於ケル行政章程ニ對シテハ考慮ヲ加フヘシ

第十四條 本協定及附屬交換公文ハ一九三一年七月三十一日ヨリ一九三三年四月一日マテ有效トス但シ中佛兩國政府ノ同意ニヨリ

之ヲ三ヶ年延長スルコトヲ得

右の協定によつて佛租界に設置されたものが現在の上海第二特別地方法院と江蘇高等法院第三分院である。斯の如くして共同租界、佛租界共に特區法院設置後十年に垂んとし、その間法院運用の機構漸次改進し、裁判官の経験も積み漸く司法制度の機能を發揮するに至つたが、之を外人側より觀察すれば間然する所尠くない。殊に政治的犯罪、テロ暴行等に對しては判官自身の個人的立場、背後的關係等によりて故意に判定を誤り、或は公正ならざる處罰を加へる等の例は枚擧に遑なき程頻發して居る。日支事變勃發後第一、第二兩特區法院が租界の庇護の蔭に隠れて常に重慶政府の手先となりて行ひ來つた抗日、反汪的判決行爲の如きは南京國民政府が兩法院の改組接收を要求して居る重要な理由でもある。

今特區法院の所在地及重要職員の顔觸を示せば左の如し。(括弧内は別號)

上海第一特區地方法院

所在 共同租界北浙江路一九一號

臨時法廷威海衛路八七〇號

院長 郭雲觀 (閩疇) 浙江省玉環人

庭長 (民事) 李 琥 (純白) 湖南省長沙人

同 (刑事) 錢 鴻業 (民國二十九年八月暗殺さる)

檢察處

首席檢察官 向 哲 潛 (明思) 湖南省寧鄉人

上海第二特區地方法院

所在 佛租界薩華立路

院長 楊 鵬 (兼任) (叔翔) 貴州省鎮遠人

庭長 廖 鯨 (子建) 福建省閩侯縣人

檢察處

首席檢察官 孫 紹 康 (敏人) 吉林省永吉縣人

江蘇高等法院第二分院

所在 共同租界威海衛路一五五弄二二號

院長 徐 維 震 (旭瀛) 浙江省相鄉人

庭長 (民事) 韓 祖 植 (竹軒) 浙江省蕭山縣人

同 (刑事) 周 翰 (研香) 浙江省東陽縣人

檢察處

首席檢察官 鄭 誠 (英白) 浙江省蘭谿人

江蘇高等法院第三分院

所在 佛租界西愛威斯路恒安里十號

院長 楊 鵬 (兼任)

庭長 夏 全 德 (程梧) 江蘇省六合人

檢察處

首席檢察官 喬萬選 (子青) 山西省清源縣人

四、越界路問題

越界路又は越界築路 (Extra-Settlement Roads, External Roads 或は Extension) なるものは長髮賊の亂の末期、即ち一八六二年から一八六三年の頃租界に避難民充滿した時外人の一面は租界の西境外に新地域の擴張を必要として土地の買収を行ひ、右地帯に沿ふて疾驅路を築造したことに始まる。今の靜安寺路がその一例である。併し租界外に道路又は土地の延長擴大をなすことは當時の土地章程には何の規定もなかつたが、一八六六年の改訂に際し一つ規定が挿入された。現行土地章程第六條中の末項及第六條Aの規定がそれである。

(土地章程) 第六條 前條ニ規定スル境界内ニアル道路、河岸地等公用ノ爲メ外國人借地人ヨリ提供サレタル土地ハ今後モ引續キ同一目的ノ爲メ提供サレタルモノト見做ス、但シ新タナル土地カ取得サレタル場合河岸ニ位スル部分ハ河岸トシテ同一目的ニ使用セラルヘシ……………借地人其他納稅者會議ニ於ケル別項規定ノ有權者ハ道路又ハ公園運動場及娛樂場トナス目的ヲ以テ工部局ト外國人又ハ支那人土地所有者トノ間ニ相互合意契約ノ下ニ租界ニ接續スル土地又ハ租界外ノ土地ヲ買収シ又ハ受領スルコトハ又適法ナリ。又工部局ハ此等ノ道路、公園等ノ購入、新設及維持ノ爲メ必要且ツ有益ナル場合本章程第九條ノ規定ニヨリ集メラレタル資金ノ一部ヲ隨時流用スルコトモ適法ナリトス。但シ斯カル道路及公園ハ租界内ニ居住スル全民衆ノ健康、娛樂及運動ノ爲メ凡テ公用ニ供セラル、コトヲ必要トス。

工部局は前記の如き方法(英文支那年鑑の著者ウットヘッドは之を不變の經濟法則と呼んでゐる)によつて土地を購入しては

その土地の上に建築物を設け警察權を行使し、更に租界の商工業と租界外の住宅及工場との連絡の便宜を計るに至つた。然るに此等越界路に居住を持つ者が租界の公費により特權と便益を享有しつゝそれに對し何等納稅又は受益者負擔をなさざるは不公平なりとの議論が出て、具體化したものが公益事業に對する特別稅の負擔である。即ち一九〇五年水道、瓦斯、電燈、電力、電話等の公益事業會社と工部局と上海特別市政府公用局との間に協定成立し、租界外居住者にして水道、瓦斯、電燈、電力、電話等を利用し受益する者は此等の料金の外に租界内に於けるよりは若干低率の課金及特別稅を工部局に支拂ふことになつて現に實行されて居るものがそれである。工部局としては間接的ではあるが、これによつて越界路に於ける公共事業に對する課稅權を行使するに至つた譯である。

斯くて越界路の長さも一八六二年には靜安寺路の二哩ばかりであつたものが、一八九九年に租界が西部及び北部東部に擴張された時には延長十三哩に及び、一九一八年一月には二十九哩八となり、今日では租界の道路百八十三哩半に對し越界路の延長は四十八哩餘に達し、その越界路區域の面積は七、九三三エーカーで、共同租界の面積の四倍強、佛租界面積の三倍強に當る。

佛租界は一八四九年四月六日の原租借地百六十四エーカーから一八六一年、一九〇〇年、一九一四年と三回の擴張を経て今日の租界となつて以來面積は勿論一の越界路もなく、一九三七年以來佛軍警備隊によつて占據されて居た徐家匯一帶の地域も一九四〇年六月二十五日日本軍の警備區として支那側に返還された。

次は越界路上に於ける警察行政權の問題であるが、最初工部局警察が越界路に對し警官(支那人)を派遣したのは一八八二年のこと、その目的とする所は道路保護と交通取締の爲めであつた。勿論當時附近の支那住民が道路を破壊し、橋梁、地下溝の構成部分を取外す等の不法行爲頻發し、他方交通の頻繁の爲め之を整理する必要上、工部局として前記

の目的を以て警官を派遣して保護、整理の任に當りたることは當然のことであるが、工部局は何日の間にか此の越界路保護を租界外に對する警察行政權の行使に擴大して了つたのである。租界の行政權が租界外の越界路に及ぶことは勿論違法行爲であつて、支那側としては幾度か之が撤回を工部局に要求したが容れられず、一九二七年春上海特別市政府からの要求で工部局警察と共同に警備さるゝこととなり、同時に越界路區域に對する工部局の徵税金を支那側に移讓することも、上海市長吳鐵城と工部局代表との間に假協定成立したが、同年夏日支事變の勃發によつて立消となり今日に至つた。

而して事變勃發後滿二年半上海の治安も漸く舊に復するに至つた。一九四〇年春新政府治下の上海特別市政府は共同租界工部局と接衝して越界路共同警備を交渉し、大體八月末日頃調印を終り九月一日頃より實施さるゝ運びとはなつてゐる。

五、上海々關接收問題

支那の海關は形の上に於て支那政府直屬行政機關であるが、事實上は一種の國際機關で、而かも現在の上海の總稅務司署、その監督機關たる關務署の如きは極めて奇々怪々の存在である。昭和十三年五月我方に接收された上海々關の如きも表面維新政府の後繼者たる南京國民政府の指揮下にあるべきに事實は之に反してゐる。

抑も支那の海關制度が設けられたのは一六八九年(康熙二十八年)であつたが、その頃の支那の關稅制度は制度とは名ばかりで全く出鱈目極まるものであつた。従つて此の頃から南京條約の締結された一八四二年までは無條約時代とも云ふべく、此の條約によつて英國その他列國との通商は開始され、償金二千百萬兩も關稅收入を擔保とした結果、稅關事

務の監督を英國の官吏より受くることとなつた。これが今日尙ほ英國が支那の海關に絶對勢力を有する端緒である。

其後長髮賊の亂中支以南の地は清朝政府の威令行はれず、一八五三年上海が革命軍の手に陥つてから上海稅關も遂に閉鎖の止むなきに至つたが、永く之を閉鎖し置く譯にも行かず上海道臺と各國領事と協議の結果、上海稅關に各國一名宛の監督官を置き、その管理の下に海關事務が再開された。これは一八五四年七月十二日で當時英、佛、米の三名の監督官中英國が任命したトーマス・エフ・ウ・エードが支那語に通曉して居た關係上、同氏が稅關事務の最高指導權を獲得し、同氏は在職一年で北京公使となつたが、その後任ホレーシオ・エヌ・レーが又通譯官出身であつたので支那海關の改善開發に努力すると共に英國の勢力を海關内に扶植することに成功した。そして間もなく米佛の監督官は辭して英國人監督レーが新に總稅務司に任命された。爾來八十年總稅務司の職は英人によつて獨占され來つて居る。

此の總稅務司に英人を以てする件は別に條約上の規定又は成文化せるものがある譯ではなく、一八九八年(光緒二十四年一月二十三日附)清國總理衙門より英國公使に宛てた通牒に僅にその根據を置くものである。同通牒に曰く

「衙門ハ清國トノ英國通商 (The Trade of Great Britain) ハ總テノ他國ノソレニ勝ルコトヲ認ム、而シテ衙門カ屢々同意許容シタル如ク過去ニ於ケルト同様ニ將來ニ於テモ亦英國人ハ總稅務司トシテ雇入レラルヘシ。然レトモ若シ將來ニ於テ或他國ノ通商カ種々ノ清國港灣ニ於テ英國ノソレヨリモ一層盛大トナル如キコトアラハ清國ハ其際ハ總稅務司トシテ英國人ヲ必ス雇入レラルヘカラサル拘束ヲ受ケサルコト勿論ナルヘシ。」

此の宣言よりするならば英國以外の國が對支貿易に於て優勢となる時は、英國人の總稅務司を罷免してその最も優越する國の者を以て替へ得る筈である。茲に於て曩の歐洲大戰當時日本の對支貿易額が遂に英國のそれを凌駕するに至つたので、我國としては日本人總稅務司の任命を要求したが、英國は從來英國 (Great Britain) なる語の中には植民地は

含めなかつたものを今度は自國貿易額の中に王領植民地たる香港の對支貿易額をも加へて、英國の對支貿易額の第一位を主張して總稅務司の職を日本に譲らうとしなかつた。

然るに近年日米兩國の對支貿易の躍進は遙に英國を凌駕しつゝある。殊に昨年八月の第二次歐洲戰爭勃發後は英國は香港その他の植民地の對支貿易額を加算しても日米何れにも及ばぬ實情である。故に英國が日米何れか一方に總稅務司の職を譲らねばならぬ時機は既に到來してゐるのである。

日英米三國の對支貿易統計(單位千元)

國別	一九三七年	順位	一九三八年	順位	一九三九年	順位
日本帝國	一七五、三七四	3	四二〇、二三一	2	五五六、一七八	1
英帝國	五〇〇、七〇四	1	五二五、三八一	1	四二六、二三八	3
米及屬領	四三二、五二七	2	二四九、六三四	3	四三九、九七三	2
一九四〇年上半季貿易統計(單位海關金單位)						
日本(朝鮮、臺灣を含む)	一五二、七五四、〇〇〇					
英國(香港を含む)	一三六、一二六、〇〇〇					
米國(比律賓を含む)	一七〇、九二一、〇〇〇					

總稅務司の問題に就ては他日別に論ずるとして、茲に言及せねばならぬ問題は上海々關の接收と關務署長の問題である。

今回の日支事變に於て上海港が日本軍の占領下に入つたのは昭和十二年十月であるが、上海々關の接收の要求が容れられたのは翌年の五月である。即ち昭和十二年十一月廿一日我が提出した要求たる

『上海々關は當然日本軍の管理下に置き武器の積出積替は日本軍が監督すると共に稅收入は橫濱正金銀行に預け入れ、外債及賠償金擔保部分を控除した剩餘金も南送せぬこと。尙ほ海關の高級職員に日本人稅關吏を多數採用すること。』を議題に日英兩當局者間に十數回に互つて接觸された結果、漸く出來上つたものが昭和十三年五月に調印された『日英關稅取極』である。然しその要求條項も關稅收入の正金銀行預け入れと上海々關監督に維新政府の任命にかゝる李建南を任命した程度で、『高級職員に日本人稅關吏を多數採用する件』の如きは僅に數名の而かも閑職的高級職員と、十數名の下級職員を採用されたに過ぎなかつた。

更に總稅務司以下支那海關の監督の地位にある關務署長に就ても、重慶政府の任命した鄭萊(廣東省中山縣人米國留學出身)と南京國民政府(汪精衛派)の任命した張素民(河南省長沙人、米國ワシントン大學卒業)とが互に同じ椅子に對立し、唯だ前者は租界の庇護の下にかくれて上海に居住して出勤し、後者は南京に居住して在滬する時少い爲め兩者の鉢合せだけは起らなかつたが、總稅務司メーヅは一時は兩頭の蛇を飼養してゐた態であつた。併し此問題は八月初旬鄭萊の逃亡によつて一先づ解決した。

然し支那全體の關稅收入の四九% (昨年の海關統計) を占むる上海の海關收入が橫濱正金銀行に保管されてゐることは我國及南京國民政府にとつての強味で、今年六月頃重慶政府が左の如きデマ放送をしてゐることは重慶政府の財政窮乏を物語ると共に、彼等が上海の海關收入に如何に垂涎して居るかを立證するものであらう。

『上海々關は支那事變勃發以來密輸旺盛の爲め戰前に比し減收はして居るが、毎月平均一千萬元に達し、その稅收は滙豐(香港上海)銀行に委託するものを現在横濱正金銀行に委託してゐる。之は二億元に達してゐるが、若し將來上海々關に赤字が生じた場合責任は滙豐銀行にある。従つて正金銀行に該資金の調達を命じ資金の行衛を追求すべき

である。』

六、租界に於ける治安問題

上海租界の治安が殺人、新聞社爆撃、ピストル強盜、抗日テロ等殆ど連日に互つて攪亂されつゝある事實は毎日の新聞を讀む人が常に戰慄を以て記憶する所である。此等の不祥事件は日支事變前後から租界に於て殊に多く、その大部分が重慶政府のテロ團によるものであることは、その暗殺又は暗殺未遂の被害者が極めて少數の例外を除き親日要人、新政府の官吏か日本人たる事實によつて明白である。今昭和十三年一月一日以降昭和十四年七月末日に至る間の共同、佛蘭西租界に於けるテロ行爲の被害者の重なるものを示せば左の如くである。

昭和十三年

一月一日 日本人紡績會社たる日華紡社宅、公大第三廠、内外紡績工場に手榴彈又は機彈投入、福州路通行中の我輛重兵五名に手榴彈を投擲す

- 三月 七日 親日要人 周鳳岐 暗殺即死
- 六月 一日 市民協會理事 尤菊菴 重傷
- 六月 十八日 市政公署政局長 任保安 即死
- 六月 二十五日 市民協會委員長 顧馨一 重傷
- 六月 二十九日 市政公署船舶管理處長 陳德銘 即死
- 七月 四日 維新政府黃道會副會長 周柳五 即死
- 七月 十八日 維新政府要人 王富貴 即死

- 八月 十八日 工部局監察官 陸連奎 即死
- 八月 二十二日 維新政府鹽務署管理局長 劉建安 重傷
- 八月 三十日 南市區長 陳雲、外一名 重傷
- 九月 三日 佛租界開森路十八號の自宅に於て前國務總理にして我方に好意を寄せ居りし唐紹儀は抗日テロの爲め斧にて頭部を毆打され即死す

- 十月 十六日 維新政府參事 余毅民 慘殺
- 十月 十七日 蘇浙皖稅務總局長 邵式軍 未遂
- 十一月 廿九日 維新政府財政部員 錢應清 即死

昭和十四年

- 一月 二十九日 維新政府立法院顧問 馬育航 即死
- 二月 一日 滬西警察偵輯長 耿壽寶 即死
- 二月 四日 日本人會社員 山口政一 即死
- 二月 六日 親日記者 錢華 即死
- 二月 七日 維新政府錫泊局長 周紀同 即死
- 二月 十六日 江蘇上海地方院長 屠復 即死
- 二月 十九日 維新政府外交部長 陳錄 即死
- 二月 二十一日 招商局汽船局長 李偉候 重傷後死亡
- 四月 十七日 大美晚報販賣部長 趙蘭棟 即死
- 同日 市政府總務課主任 王憲民 即死

四月十九日 維新政府稅務署長 楊其觀 重傷
 五月 六日 佛租界工部局警察督察長 曹炳生 重傷
 五月二十七日 江蘇省揚中縣知事 顧敏 即死
 七月二十八日 永源俱樂部經理 張康義 即死

更に之を綜合すれば昭和十三年四月一日より翌年三月末日に至る滿一ケ年に親日要人に對する不逞暗殺事件は六十二件に及び、その殆ど全部が犯人不檢擧と云ふ實情である。一九三九年度共同租界工部局警察の犯罪件數統計に明瞭な如く、前年に比して實に八、七八三件の増加である。今重罪のみにつき最近五ケ年間の比較を取れば左の如くである。

第一級犯罪 (人に對する重大犯罪)

一九三五年	三四三	前年との比較増減
一九三六年	三八四	四一増
一九三七年	二七九	一〇五減
一九三八年	三九六	一一七増
一九三九年	五〇四	一〇八増
殺人罪		
一九三五年	一三	前年との比較増減
一九三六年	二五	一二増
一九三七年	二二	三減
一九三八年	四二	二〇増

一九三九年 六三三 一一増
 暴力による擄致 (未遂を含む)
 一九三五年 一 前年との比較増減
 一九三六年 三 二増
 一九三七年 五 二増
 一九三八年 五 〇
 一九三九年 七 二増

第二級犯罪 (財産に對する重大犯罪)

一九三五年	二、三六七	前年との比較増減
一九三六年	二、六八五	三一八増
一九三七年	二、六四七	三八減
一九三八年	二、六三五	一二減
一九三九年	四、二一六	一、五七一増

持兇器強盜 (未遂を含む)

一九三五年	三八〇	前年との比較増減
一九三六年	三七九	一減
一九三七年	四六七	八八増
一九三八年	六〇五	一三八増
一九三九年	九九二	三八七増

『備考』 一九三七年に於て重罪の減少せるは日支事變勃發により一時上海の人口が半數以下に激減した爲めである。在監者數も一九三九年に於て監獄開設以來の最高記録を示した。即ち同年中最少數時に於て支那人在監者數六千二百一名、最多數時に於て八千二百二十三名にて一日平均七、〇三四名であつた。外人部も一日平均百〇九名、一九三九年十二月三十一日現在百二十九名であつた。

最近五ヶ年間の平均在監者數

一九三五年	五、九二三	前年との比較増減
一九三六年	五、五四二	三八一減
一九三七年	五、六〇〇	五八増
一九三八年	六、〇五五	四五五増
一九三九年	七、〇三四	九七九増

人口十萬に對する平均警官數と犯罪數

警官數	殺人罪	強盜罪	暴行	窃盜	コソ泥
二〇〇	七・一六	四九・三二	二九	四八・五二	五一・四四

尙ほ上海をして犯罪の都の汚名を附せしむるものは此等重大犯に對する檢舉率の極めて低率なることである。そしてそれが又重罪頻發の原因ともなる。そして一方には重慶政府による新政府要人(簡任以上の者)暗殺犯人に對する十萬元の懸賞や、藍衣社特務隊、中國共產黨行動隊による暗殺工作が督勵され、そして兩租界當局がその犯人を庇護し擁護してゐるのだから犯罪が絶える筈がない。

斯かる寧日なき抗日テロ分子の暴行に對して我方からは兩租界工部局當局及び英米佛總領事に再三再四嚴重な取締方

を要求しても誠意ある取締は容易に行はれず、加ふるに租界内の外字新聞は勿論、重慶側の抗日支那紙までが外國籍の假面を被つて排日を鼓吹するのであるから抗日テロは愈々熾烈を極めた。茲に於て昭和十四年五月我方は遂に勘忍袋の緒をきつて極めて嚴重な抗議を關係當局に提出するや、英國總領事館が先づ英國籍の支那新聞譯報及び文匯報の兩紙に對し五月十九日より向ふ二週間の停刊を命じ、共同租界工部局も亦米國籍の排日紙大美報、中美白報の兩紙に對し工部局の登記を取消すと共に停刊處分に附した。次で五月十九日未明より工部局では制服警官を總動員して、租界内の非常檢索を行つたが、その結果は泰山鳴動鼠一匹程の效果をもなかつた。そしてその後も依然として抗日テロの續行されたことは前掲の暗殺表の示す通りで、租界の治安は一同に改善されぬばかりか、却つて悪化の傾向を辿つた。

その間に於て日本側の共同租界工部局に對する要求もその主張が當然且つ正當なものである以上、工部局當局も漸次的に之を容認し來つたことも亦事實である。例へば一九三八年四月特別副警視總監に赤木親之氏が任命された如き、又未だ實施の運びには至つてゐないが、目下我方と上海特別市政府と工部局警察當局間に交渉中の滬西特別警察權臨時協定の如き、更に工部局警察の蘇州河北共同租界地域への復活を認むる條件として虹口署その他に日本人署長を任命する件等、その具體的實例である。此等の事實と前後して日支事變も第四年目に入り、歐洲戰爭の發展に伴ひ重慶側の形勢は日に日に不利となり、租界内に巢喰ふ抗日テロ團も資金の缺乏に加ふるに一般民衆の自覺、汪政權の成立と和平派の擡頭からその活動も鈍り、之に反して南京に還都した汪派國民政府の勢は愈々好調となり、七月初旬には江一平(市參事會員)等八十七名の抗日分子に逮捕令を發すると共に左の七名の外人に對しては追放令を特別市長傅宗耀の名を以て發表された。

N・F・オールマン(辯護士、市參事會員にして排日支那紙申報の發行名義人)米籍。

C・V・スター (友邦人壽保險公司社長にして排日紙大美報發行名義人) 米籍。
 ランダル・グールド (上海イヴニング・ポスト紙主筆でクリスチャン・サイエンス・モニター紙通信員) 米籍。
 H・P・ミルズ (華美晚報發行名義人) 米籍。

J・A・E・サンダース・ベーツ (中華大學圖書有限公司總經理にして大英夜報發行名義人) 英籍。

J・B・パウエル (密勒氏評論報社主筆主筆でチャイナ・プレス紙主筆) 米籍。

キャロル・アルコット (チャイナ・プレス紙記者でXMH A放送局ニュース・アナウンサー) 米籍。

然るに右逮捕令、追放令が發布されて間もなく逮捕令を受けた一人張似旭(大美晚報經理でC・P系宣傳員)が七月十九日共同租界靜安寺路の喫茶店で暗殺され、同じ日にオールマンが發行名義人たる申報社に手榴彈が投ぜられて數名の死傷者を出すや俄に狼狽した工部局はケズウィック市參事會議長の名を以て『共同租界テロ行爲防遏に關する書簡』を市參事會にも諮ることなく首席領事(丁抹シール總領事)に送ると共にその内容を新聞に公表した。

從來親日若くは汪派の要人や汪政權支持の新聞社長、記者等が暗殺された時、就中今年一月廿日愚圓路和邸八號で大民會幹部譚文質、同人妻叔儀外一名が刺殺された時の如き慘忍且つ惡質極まる犯罪であつたに拘らず、我不關焉の態度を探りながら、事一度重慶側關係者が襲撃さるゝや倉皇としてテロ行爲の防遏を要求する如きは餘りにも明瞭な重慶最風の態度に、七月廿五日開かれた領事團會議に於ては我三浦總領事は租界治安の確立には根本的原因を除去して重慶側分子をして活躍の餘地なからしむるに在る旨を強調し、更に八月二日の第二回會議に於ては左の如き決議(修正)を提示して我主張を貫徹した。

テロ防遏に關する領事團決議

上海領事團はテロ行爲が人類及文明の道義に反するものなりと考へ、又上海に於けるテロ行爲の極めて悲惨なる結果を認め居るにより、右行爲の如何なる形式により又何人により行はるゝを問はず全く之を否認すべきを記録し、且つ上海及其の周邊に於ける現實の事態を認識し、以て上海共同租界工部局市參事會に對し上海及其の周邊に於ける事態を充分考慮に入れたる上、あらゆる形式のテロ行爲を防遏免除し、共同租界内の治安の維持に全力を盡さんことを要望す。

右決議に於て『現實の事態』を他の十七名の領事に認識せしめたことは成功であつたが、此の決議の可決された當日皮肉にもイヴニング・ポスト紙の屋内からは又も爆彈が発見され、佛租界南洋路に於ては白系露人移民協會々長(元上海領事)C・E・メッツラーが暗殺され、それより四日後の八月六日には同事件の探査に關係し、曩には南市開放問題で日本側と常に接衝の任に當つた日本通のロシア人警部補ビー・ヤンコウスキーがデラストール路の自宅に於てこれ亦支那人テロの兇手に斃れ、八月十四日には佛租界工部局市參事會員、中華總商會々長等の要職にあり青幫の巨頭たる張嘯林が重慶政府テロの犠牲となつた。上海治安の問題は兩租界の存する限り永久に解かれざる謎であらう。百の決議も結局は空文に過ぎない感がある。

七、上海都市計畫問題

茲に云ふ上海都市計畫とは勿論皇軍占領治下に於ける新上海の都市計畫に就てであるが、その前に沿革上舊國民政府時代の上海即ち民國十九年上海特別市を上海市と改名し大上海中心區に於ける計畫に就て略述して置く必要があると思ふ。

今日五百萬に垂んとする人口を有し、支那第一の大都と誇る上海も、その繁榮は僅々百年以來のことである。而して普通に上海と云ふものの中には前述した共同租界、佛租界の二外國租界と固有の支那町たる上海市を含んで居るが、茲に述べる上海都市計畫は兩租界を除いた左の特別行政區、就中市中心區を中心としたものである。

滬南、閘北、蒲淞、洋涇、法華、引翔、塘橋、曹涇、楊恩、陸行、高行、吳淞、殷行、江灣、彭浦、真如、高橋、(以上事變前接收區)

陳行、塘灣、北橋、顯橋、馬橋、閔行、曹行、三林(以上未接收區)

その面積は百十萬餘畝(一畝は七、二六〇平方呎)で、東は川沙、南匯縣に達し、西は嘉定、青浦、松江縣に接し、南は奉賢縣に境し、北は寶山縣及揚子江に境して東西七十支里、南北百餘支里に及んで居る。

國民政府が當時常識的に上海の商業的繁榮の中心と考へられた共同租界南京路より八軒餘も離れた遠隔の郊外を、市中心區と稱して、此地域に政治區、商業區、住宅區を劃定して土地を市民の需要に應じて拂下げ、楊樹浦路、淞滬路、北四川路、停車場等に連絡する幅員三十米以上(旅客驛と黃浦岸とを連絡する幹線道路は六十米)の中心區域幹線道路を建設すると共に、虬江碼頭の築造を計畫した如きも將來租界の繁榮を中心區に奪はんとする遠大なる百年の大計であつた。そして先づ建設されたものが現在の特別市政府として使用されて居る建物及その附近の病院、圖書館、博物館並に住宅等である。

此の遠大な都市計畫も支那側から挑發した日支事變の上海波及によつて一頓挫を來したばかりでなく、此等都市計畫地域は完全に戰禍の巷と化し、昭和十二年八月十三日から同年十二月十三日皇軍の南京入城に至る四ヶ月間に、租界の一部を除き閘北、浦東、南市、滬西、市中心區の各地一帯は全くの廢墟と化した。了つた。

その後昭和十二年十二月五日大道市政府の成立、更に督辦上海市政公署から翌年十月十六日新政權の下に特別市政府となり、舊上海特別市管理區域を基本に隣接の北橋、寶山、川沙、南匯、奉賢、嘉定六區を包括するに及んで新東亞の建設は先づ上海からの聲の下に樹立計畫されたものが、新上海の建設でその事業は當時維新政府の特殊法人として誕生した日支合辦の上海恒産株式會社が遂行の任に當ることとなつた。そして此の大事業は今次の事變で破壊された工作物の復興とは全く別に興亞の新商工都市、國際港としての根本的な改造と建設を目的として計畫されたものである。以上上海恒産株式會社の上海新都市建設事業概要を基礎に記述を進めることとしよう。

上海新都市建設計畫は最初維新政府内政部上海復興局の立案に係るものを、上海市建設諮問委員會に附議決定の上、上海恒産會社の執行に移されたもので、その計畫方針なるものは大要左の如きものであつた。

- (一) 上海港の經濟的發展を考慮して黃浦江下流沿岸に新都市を建設し、以て日支經濟提携の根據地たらしむ。
- (二) 新都市計畫は將來租界をも含む、大上海市に適應する如く立案し、港灣、鐵道及都市諸施設を相聯繫せしめつつ逐次之が完成を期する。

新都市計畫區域は市政府を中心とし、概ね蘇州河河口附近に至る半徑十五軒の圓圈内に包含される地域であつて、區劃としては、

- (イ) 黃浦江下流主要港灣地帯を中心區に
- (ロ) 吳淞クリーク兩岸を工業區に

(ハ) 閘北及虹口地帯は新都市中心區と租界との連接を目的として復興するものであつて、第一期計畫事業實施區域面積は七五、五〇〇、〇〇〇平方呎(二、二、八〇〇、〇〇〇坪)で、用途地域の所在

は左の如きものである。

(一) 虬江碼頭附近

碼頭岸壁及ジャンク溜に接し、商業地區及臨港施設用地即ち倉庫地區を設け、之等の背後に雜居地區を置く。
虬江碼頭より中央區に至る幹線道路に沿ひ公共地區即ち高層建築地帯を設定する。

(二) 中央區

都心にある廣場の周圍並に星ヶ辻より五條ヶ辻を経て松井通に沿ひ公共地區を配置する。

(三) 中央停車場附近

中央停車場に接し倉庫地區及商業地區を設定し、其他に雜居地區を配し、本地區南部に歡興地區を置く。

(四) 吳淞方面

鐵道棧橋に沿ひ臨港施設用地を設定し、其背後に商業地區を設け、鐵道棧橋上下流地帯に輕工業地區を配置し、更に商業地區の周圍を雜居地區とする。

尙ほ吳淞鎮方面には苦力其他労働者を收容する雜居地區を設定する。

吳淞クリーク及之に通ずる小運河沿岸は工業地區とし、之に附隨する背後地住居地區を設け處々に生活必需品小賣の爲め局部的商業地區を配置する。

道路工事としては幅員一五米乃至一〇〇米の主要幹線道路を以て新都市の重要地點たる虬江碼頭及鐵道棧橋(上海航運の據點)、市政府附近(行政の中心)、五條ヶ辻(住宅地の中心)、中央驛(上海陸運の據點)及工業地帯の五個の中心地を縱横に連絡し、更に之を全地域に四通八達せしむる幅員六米乃至一一米總延長八五〇軒の道路を施設して街衢を構成すると

共に路面の舗装を行ふことになつて居る。

下水道工事としては下水道の排除方法として合流法を採用し雨水、汚水を同一の管渠に收容し、各街路面下に鐵筋コンクリート圓形管又は馬蹄形大型管渠を施設し、之に宅地内の汚水雨水の排水管を接続する。而して適當なる箇所の中繼ポンプ場を設け、豪雨時の雨水は雨水ポンプにより揚水し附近のクリークに排除する。晴天時の汚水は同じく汚水ポンプにより揚水するも下流汚水處理場に送水する。汚水の處理は促進汚泥法により高級處理を行ひ、處理水は藥劑による殺菌装置を使用し無害として黃浦江に放流する。

公園及綠地帶工事としては全地域に大小公園を配置し、且綠地帯を以て全地域を點綴して都市美を具現し、市民の保健慰樂に資すると共に防空の目的を具備せしめる。

港灣建設事業は大體左の方針で進んでゐる。

(イ) 吳淞クリーク(蘆藻河)を開穿運河化し、工場地帯は四千噸級の接岸に利用せしめ、上流は紀王廟附近に於て蘇州河と、又南翔附近に於て嘉定方面の水運と連絡させ、以て新都市方面に對するジャンク及内河汽船を誘致し、又掘鑿土砂は土地改良に資する。

(ロ) 昭和島(ホイント、アイラン)下流にジャンク溜を築設し常時四五隻のジャンクを收容碇溜せしめ、航洋船の運航を安全ならしめると共に一部貯材場に利用し、他方掘鑿土砂により附近濕地を改良し、魚市場其他の建設に資する。

(ハ) 現在の虬江碼頭に接続し其の下流に碼頭を増築し、航洋船の接岸荷役に便せしめ且之と都心との連絡道路及臨港鐵道の設置により一般貨客船及水産物運搬の接岸を容易ならしめる。

(三) 港勢の進展に伴ひ、虬碼頭の増築によるも尙ほ碼頭の不足することあるべきを考慮し、鐵道棧橋上流に於て之を連接する所要延長の碼頭を増設する。

(ホ) 吳淞クリーク下流地域を築港化し、大型及中型貨客船の碇繋を容易ならしむると共に、其掘撃土砂により附近工業用地の土地を改良し、速に工場の誘致を圖る、但し工業用地に於ける接岸設備は所在工場をして各自之を實施せしめる。

鐵道建設事業

工業地帯に四條の引込線を敷設すると共に、虬江碼頭と鐵道棧橋とを黃浦江沿岸に連絡せしめ、更に之を中央線に集中し西行して南京に至り津浦線に連絡させる。一方又西南行線は杭州に至り浙贛線に連絡せしめ以て上海と背後地との交通を至便ならしむべき臨港鐵道を敷設する。

以上が新都市建設第一期計畫の大綱で昭和二十年に完成の見込、その土地施工經費だけで一億六千萬元と云はれ、着々工事は進行し、第一期事業の一端たる第一回住宅地分譲六十萬坪も既に賣却済で、四千五百軒の建築も半ば竣工して居る。日支兩國勢力下に上海が理想的都市となるのも遠い將來ではない。

上海の都市計畫に關連して注意すべきことは曾て數年前唱へられたまゝ立消となつた上海自由都市案、又は國際管理案が最近になつて再び擡頭し來つたことである。

前者は新上海の建設によつて租界の繁榮が漸次虹口、楊樹浦側に奪はれるを懸念した英米系猶太財閥の策略であり、後者は上海に於ける日本の勢力の澎湃たる勃興を牽制せん爲めの工作であつて、共に吾人が反對せざるを得ないものである。殊に今年六月十九日の上海イヴニング・ポスト紙に掲載された『上海自由市建設案』の如きは自由の假名を被れ

る上海國際管理案で、その出所が英米側にあることは勿論である。今該案の要領を示せば左の如くである。

(一) 上海を自由市とし四周に非武装區を設く、此の地區の境界線は日本の軍事専門家と英、米、佛、伊の軍事専門家の合議により決定す。

(二) 非武装地帯は共同租界、佛租界、大上海其他必要と認むる地帯を包括し、日、英、米、佛、伊、支六ヶ國の共同管理とす。

(三) 中國の軍隊は勿論其他一切の軍隊は均しく非武装地帯及本地帯以外の中立地帯河川路に進入し又は利用するを得ず、同時に中國其他各國の飛行機も右上空に飛入するを得ず。

(四) 自由市及中立地帯と一切の河川路は各列強代表組織の機關之を管理す。

(五) 自由市の行政上之を左の五區に分つ。

甲區—現在の共同租界管理區域

乙區—現在の佛租界

丙區—蘇州河以北の地帯及同越界築路地帯

丁區—佛租界以南の地帯及虹橋路以南の地帯

戊區—黃浦江右岸の地帯

(六) 自由市には新規な司法系統を設け、中國本來の司法系統とは相干せず、一部は中國の法律を採用し、一部は上海の實情を斟酌し、專門法律家の制定せるものを列強が之を認可する。

(七) 自由市内甲、乙、丙、丁、戊の各區に一法院を設け、その上に高等法院及最高法院を置く、中國人の事件は中

國の法官審理し、中外人間の紛争事件は中外國の法官之を處理す。高等法院には中國人一名、外國人二名都合三名の法官を置き、最高法院には中國人二名、外國人五名都合七名の法官を置き、此の外別に特別法廷を設け専ら自由市行政權起訴問題を處理せしむ。

(八) 自由市内に列強代表より成る一の委員會を設け、同委員會より行政機關及各分區法院等の高級行政委員を推出す。

(九) 中國政府は自由市内に政府機關を設置することを得ず、但し海關、郵便局及外交機關は此の限りに非ず。

(一〇) 自由市内に特別警察を置く、その組織は中國人及其他の各國人より成り自由市當局之を指揮す。

尙ほ最後にこれは未だ單なる紙上の計畫の程度こそ出ないが、今夏上海特別市政府に出願中の『上海高速度電氣鐵道株式會社』が八千五百萬圓の資本で着手せんとしてゐる上海地下鐵道案がある。建設豫定線は、

- (一) 江灣新公園を起點として市中心區を貫き飯田棧橋に出る一線
 - (二) 市中心區より吳淞に出る線
 - (三) 市中心區と工場地帶浦東を黃浦江の水底を潜つて結び、再び黃浦江を水底で結び南市に出る線
 - (四) 新公園から北四川路に平行して四川路橋の下を潜り迂迴して南市に至る線
- 總距離四十一軒五で軌間は世界標準型の四呎八吋の廣軌、約二ヶ年半年で竣工の豫定であるが、完成の曉には上海に近代科學日本の粹を誇り得る譯である。

八、物價騰貴と生活問題

附 難 民 問 題

最近上海に來た邦人旅行者が眞先に驚くことは租界に於ける異常な物價高である。曾ては外國煙草の高い日本に比して四分の一の安値で買へた三炮臺、ネーヴィ・カット等が今は日本での小賣値よりも高い。それは當に外國品ばかりでなく、日本品までがこれにつれて同情的値上をされ、兵站宿舎である筈のアスター・ハウス・ホテルでのキリン麥酒が一本一圓四十錢で、ライスカレー一皿が一圓八十錢である。河向ふに於ては支那幣(元)の値下りから物價高は更に甚だしい。カセー・ホテルの午餐が一人前三十弗で、英字紙一部が三十仙であることは以て上海の物價が如何に高いかを知る一端とならう。併しこんな例をいくら列舉したところで限りのないこと故、先づ今年八月上海共同租界工部局産業課で發表した支那人労働者生活費と上海の小賣値段表とを揚げよう。

上海労働者生活費指數 (事變前の一九三六年の平均を一〇〇とす)

	一九三九年		一九四〇年	
	六月	七月	六月	七月
食糧	一六二・五一	一七八・〇四	四五一・七四	四八五・八〇
家賃	三六九・八〇	二八二・四一	三〇四・八三	三四八・一九
被服	一六三・三三	一六三・二一	三六〇・〇〇	三二六・七九
燃料光熱費	一六七・四六	一七六・八一	四五二・二〇	四四四・六二
其他	一四九・二七	一四九・九六	三九四・五五	四〇四・七九

鹽魚	同	〇・一四四	〇・三五九	〇・四〇三
家鴨卵	一個	〇・〇二四	〇・〇八五	〇・〇九二
大豆	一斤	〇・二四一	〇・八三三	〇・八一三
ラード	同	〇・三〇七	〇・九八四	一・二一〇
醬油	同	〇・〇九九	〇・二四一	〇・二三九
鹽糖	同	〇・一一二	〇・二〇二	〇・二〇〇
白砂糖	同	〇・二〇五	〇・六四六	〇・六六六
△家賃	一間(一間は三十立方米)	二・二四九	六・四五〇	六・四五〇
二階建(庭なし)	同	二・四九五	七・九八七	七・九八七
二階建(庭附)	同	三・一一〇	八・七一二	八・七一二
△被服	鼠色敷布	〇・〇八五	〇・三九七	〇・三五〇
同	同	〇・〇九一	〇・四四一	〇・三七七
同	同	〇・〇六〇	〇・二三五	〇・二一三
同	同	〇・〇九七	〇・三九一	〇・三五八
同	同	〇・一二八	〇・五一四	〇・四五〇
同	同	〇・〇八三	〇・三五三	〇・三一
同	同	〇・二七二	〇・八九三	〇・八〇四

總指數	一元の購買力	一七六・一五	一八八・五六	四二二・九一	四四九・一八
總指數	一元の購買力	五六・七七	五三・〇三	二二・六五	二二・二六
上海勞働者の支拂ふ小賣物費	單位	一九三六年平均		五	一九四〇年
種類	單位	一九三六年平均	五	一九四〇年	六
△食糧品	單位	一九三六年平均	五	一九四〇年	六
普通米	一石	九・九四三	四六・六四一	六〇・三九〇	
糯米	同	九・七三五	四七・九一三	五五・九五〇	
糯米	同	一〇・三四八	四一・五一八	四九・七一三	
麥粉	一包	三・四四八	一三・九四五	一四・一二三	
豆	一斤	〇・〇〇七	〇・〇三〇	〇・〇三〇	
青豆	一斤	〇・〇三五	〇・〇五一	〇・〇八二	
燕麥	同	〇・〇三四	〇・〇七五	〇・〇七八	
甘藷	同	〇・〇四二	〇・一六二	〇・一六六	
菠薐	同	〇・二九二	一・〇〇八	一・二八〇	
豚肉	同	〇・三二九	〇・八九五	一・〇〇〇	
牛肉	同	〇・三七七	一・三三五	一・四五六	
雞肉	同	〇・一六三	〇・八六四	〇・八〇〇	
鮮魚	同		〇・三七六	〇・三七五	

△燃料及光熱

豆炭	百斤	一・〇六三	八・一五〇	七・五一七
石油	一斤	〇・一三六	〇・四六七	〇・四六五
薪	一束	〇・〇四二	〇・二三三	〇・二二四
木屑	一斤	〇・〇一四	〇・〇六〇	〇・〇六〇
木炭	一箱	〇・〇一〇	〇・〇三九	〇・〇三九
木炭	一箱	〇・九二九	五・一八六	五・四七四
△鹽	一箇	〇・〇五一	〇・二〇二	〇・一九五
石鹼	九十枚	〇・〇六七	〇・三五七	〇・三六八
塵紙	一箱	〇・〇四七	〇・一二七	〇・一二七
卷煙草(安物)	一斤	〇・〇九四	〇・二七九	〇・二七九
紹興酒	同	〇・一五二	〇・六二九	〇・六四五
高粱酒	同	〇・三五〇	一・六〇〇	一・六〇〇
茶湯	十杓	〇・〇一七	〇・一〇〇	〇・一〇〇

右は支那人労働者の生活費指数であるが、歐米人殊に俸給生活者の生活費指数を見るに、これは一ヶ月内外に又急激な膨脹振りである。

歐米人俸給者生活費指数 (一九三九年十月基準)

國別	一九四〇年六月	同年七月	増加率
米國人	一四六・二三	一五一・三七	三・五二
英國人	一四七・三四	一五四・二六	四・七〇
ロシア人	一五一・六八	一五五・八七	二・七六
其他	一四九・三一	一五六・八三	五・〇四
全歐米人綜合指數 (一九四〇年)	六 月	七 月	比較増減率
食料	一七二・八〇	一七〇・五六	一・三〇
被服	一八二・八五	一八一・〇二	一・〇〇
家賃	一〇九・九九	一二九・九九	一八・一八
燃料電燈費	一六八・四七	一六八・八五	〇・二三
雜	一二六・九七	一三四・九七	六・三〇

即ち今年七月に於ける上海人労働者の生活費總指數は戦前に比して實に四・二二倍暴騰した譯で、今までの最高記録である。労働者の生活費にして尙ほ然り、他の一般階級の生活費の高騰は推して知るべきである。歐米人俸給生活者の生計費指數が、事變勃發後廿八ヶ月間の一九三九年十月を基準一〇〇としてさへ一五〇以上の騰貴である。之が爲め公益事業である電力會社が一ヶ年の中に三度も電燈料の値上をなし、物價騰貴取締の元締たる工部局までが七月一日から五割の増税を實施して居る。一般市民の生活は日一日と脅威され、外人の間にすら『何でも高い上海、安いのは人の命ばかり』と云ふ寓言さへ喧傳されて居る。

日本人及外人の會社では爲替手當、臨時加俸等の名目で物價高に伴はぬまでもそれに近い手當を増加し、支那側では

米價高に伴ふ米代、薪炭代の手當を出し、共同、佛兩租界當局は暴利取締令の發布、米廉賣委員會、物價調節經濟委員會の設置等によつて家庭パンの配給(共同租界だけで一日千八百封度消費)或は商品に正札添附の實施、輸入外米(主として西貢米)の廉賣等頻りに物價値上りの防止と、市民の生活難緩和に努めてゐるが、結果は燒石に水の感である。就中正札賣實施の如きは百貨店に於てすら掛引次第で値引する懸値常習の支那では容易に勵行出來ず、違反者續出の態である。生活難に伴ふ勞働爭議も漸く多く今年一月より六月に至る上半季には共同租界だけで百五十六件のストライキがあり、七月には一ヶ月で二十五件(關係勞働者數三五四四人)に達し、その中には罷業四週間に互つた上海瓦斯會社職工の大同盟罷工あり、佛租界には又電車従業員の賃銀値上要求ストライキがあつた。之を一九一八年—一九三六年の上海に於ける一ヶ年平均ストライキ數七十九件、一九三九年の總數九十六件(參加人員二四、六二八人)に比すれば非常の増加である。然らば此の恐るべき物價騰貴の原因は何かと云へば、第一は言ふまでもなく法幣の暴落である。日支事變勃發以來約八ヶ月に互つて一志、二片臺を維持し得た法幣も一九三八年三月聯銀券の出現によつて八片臺に第一次の崩落を來し、次で一九三九年六月には香上銀行の外貨賣止に第二次崩落をして六片半となり、更に八月には五片、四片と低落し、今年五月には香上銀行の再三の統制賣停止に又も三片四分の一と暴落した。即ち事變當初の爲替相場に比較すれば支那弗一元で英貨一志、二片半(即ち十四片半)に當る品物が買へたのが、三片半では四分の一以下の物しか買へぬ勘定である。此の貨幣價值の値下りが當に外國品ばかりでなく、國産品の値上りをも誘致したのである。その後法幣は稍盛返し四片臺に戻つたが、一旦上つた物價は容易に下らなかつた。それには外にも一原因があつた。即ち歐洲戰爭及附近沿岸港の封鎖による輸入難、生産地よりの輸送難その他による物資廻りの不圓滑、思惑筋の買占、賣惜み、小額紙幣の拂底がそれで、此等の原因が法幣下落に手傳つて物價高に一層の拍車をかけた。

而して今後の情勢を觀測するに重慶政府の財政難、戰局の不利、國際情勢の惡化等は惡性インフレを一層助長し、今年六月末現在で財政部が公表した政府系四銀行の法幣發行總額三十九億六千二百萬元と云ふ數字の如きも専門家は毫も信を措かず、却つて實際發行額をその三倍の百二十億元と推定して居る位で、法幣の前途は愈暗く上海の物價騰貴は一時的小康はあつても當分その停止する所は知られぬ狀態である。

次に物價騰貴によつてその生活を一層窮乏化せられたものは戰爭難民である。一九三七年八月十三日北支の戰禍が上海に波及するや、上海の郊外殊に西浦、松江、寶山、嘉定、浦東等の各地から難民は陸續として租界へ殺到し、一ヶ月内外の中に兩租界の人口は俄に百五十萬人以上増加を來し、合計三百五十萬人にも垂んとし、兩租界當局は之が收容に空屋は勿論、寺院、同郷會館等の開放を命じたが、百五十萬人と云ふ大群衆は容易に收容し切れなかつた。茲に於て兩租界當局は上海市政府と協力して上海非常救濟委員會なるものを組織し、之に慈善團體聯合會及び萬國紅十字會が参加し、各所に數百名の難民を收容するキャンプが設立された。次で翌年十月には萬國赤十字會上海委員會が組織されて各收容所に對する藥品、食料品、寢具、被服等の供給に當つた。更に十一月戰禍が南市に及ぶや南市地區管理委員會の指導の下に洋涇濱天主堂宣教師ジャキノの斡旋で佛租界に近い一廓に約四分の三平方哩の面積を有する難民區を設け、約二十五萬人の避難民を收容した。此の難民收容所だけで一ヶ月五萬元以上の經費を要し、之が費用は我軍當局その他各方面からの寄附金で賄はれた。尤も南市の難民區は皇軍の南市占領後漸次整理解散の方針をとり、一九三八年三月には收容難民數も十四萬人となり、十一月には四萬人に減じ、今年一月廿四日には南市の開放と共に大部分の整理をなせるも尙ほ若干の難民殘留してゐる。一九三七年十一月當時は共同、佛兩租界の收容所百七十五ヶ所に收容した難民數十三萬七千人、南市難民區の分と合せて三十八萬七千人であつたものが租界内秩序の恢復、戰禍の遠隔移動に伴ひ難民數

も漸減傾向を辿りつゝあつたことは兩租界收容所に於ける各月現在の左の數字によつて明瞭である。

一九三八年	一月一日	一三二、四一七
	三月一日	一一一、〇〇〇
	五月十一日	九九、一四〇
	七月六日	八四、〇八三
	九月七日	六二、四九九
	九月二十八日 (他所より臨時收容)	七二、一〇九
	十月二十六日	六五、九四六

之が一九三九年に入つてからは收容所の數も人員も左の如く減少した。

一九三九年	一月一日	六八	收容所數	四九、八四四	收容人員
	十二月三十日	二九		三一、六九二	
一九四〇年	八月十五日	一三		一六、四八二	

尚ほ難民救濟事業の内容に就ては一九三七年十一月一日より翌年十月三十一日に至る滿一ヶ年の事業概要として上海萬國赤十字會が發表した數字に明瞭である。

難民救濟狀況

配給切符發行數	二四、〇〇〇、〇〇〇
配給せる被服	六〇〇、〇〇〇

給養難民(一ヶ月平均數)

收容所を出て自活の道につける者	一三〇、〇〇〇
上海以外の地に移住せる者	八〇、〇〇〇
	三五〇、〇〇〇

難民救濟經費及寄附金

配給品	二五〇、〇〇〇元
醫療及衛生費	三〇、〇〇〇元
被服費	一五、〇〇〇元
寢具及收容所費	四〇、〇〇〇元
水及電燈費	四〇、〇〇〇元

(以上一ヶ月平均費用)

寄附額	(一ヶ年合計) 二、九九八、五〇九元
-----	--------------------

九、猶太難民問題

ヒットラーが獨逸に政權を握つた一九三三年一月三十日から今日に至る七年數ヶ月の間に獨逸を追はれた猶太人の數は二十萬人と云はれ、その中十五萬人が米國に、残りの五萬人が其他の國に逃避したと云はれて居るが、その中上海一市に來たものが僅々一ヶ年有半の間に二萬五千人に達したと云ふことは、猶太人と云ふ民族が民族だけに上海にとつては輕々に看過し得ぬ事實である。而かもその猶太難民の大部分が皇軍の占領警備區域たる楊樹浦に根據を構へて一大猶太人區域を形成しつゝあると云ふことは常に興亞建設の本據たる上海にとつてばかりでなく、我日本の今後の大陸發展

にとつて重大な影響を及ぼす問題である。

猶太人が何故世界の嫌はれ者であり、何故獨逸が彼等を驅逐せねばならなかつたかの真相を探究せずして單なる感情論や便宜主義或は利用論から此等多數の『好ましからざる難民』を我皇軍治下の、而かも將來大上海建設の上に重要地點となる楊樹浦の一角に居住を許容したものはあるまい。八紘一字の大精神は世界の凡ゆる民族をその大きな精神の中に抱擁するにある。併し彼等は果して此の精神の中に抱擁され得る民族であらうか？ 彼等の歴史、彼等の民族性、彼等が世界革命の上に爲し來つた事蹟の跡を辿つて回答を求めなければならぬ。

獨逸を追はれた猶太難民がボツ／＼上海に足を踏み入れ出したのは昭和十四年の一月頃からで、その後餘りに多數の殺到に驚いて條件附制限をした時には既にその數は在來の既住猶太人を別にしても一萬五、六千人に達してゐた。然らば他國では極力之が入國を拒絶し、英國の植民地たる新嘉坡、香港に於ても精々四五百人内外しか入れて居らず、猶太人を祖先に持ち一〇〇%猶太人だと蔭口をされてる米國大統領ローズヴェルトの天下りの命令でさへ十年間に一萬人の猶太人を入れること、それも未開發のミンダナオ島の奥地ブキドノン州にリザヴェーションを作つて收容することを比律賓コンモンウェルス政府大統領ケソンに納得させ得たと云ふ今日、何故上海だけが僅々一ケ年以内の間に斯くも多數の猶太難民を收容することになつたかと云ふに、これには三つの理由がある。

第一は猶太人排斥の本場たる獨逸の各都市殊に柏林に於て各國の總領事館とも『世界の嫌はれ者』の旅券に査證をすることを拒否した中に、米國の總領事館と支那の總領事館だけが容易に査證に應じたからだ。米國の總領事館が拒否しなかつたことは前述した如く本國政府が親猶的人物を大統領に頂き、それを圍繞するブレイン・トラストが猶太人で固められて居り、米國の輿論が猶太的で反ナチスであつたからである。而して支那の總領事館が容易に猶太人の支那行に

査證を與へたことは、在歐羅巴の支那の大公使館、領事館が何れも蔣介石政府の財政窮乏の爲め本國からの送金が停滯勝ちで、公館の經費の支辨にも差支へつゝある時、英、米、澳太利等の駐獨領事館が亡命猶太人の旅券に査證を與へる際、第三國の査證を得て居ることを條件としたので、此等の猶太人が査證手数料さへ出せばと云ふので、支那領事館に殺到し、支那領事館は之に對し収入第一主義で一人當り五千マルクの手数料をとつてドシ／＼査證をし、猶太人は猶太人で又手續の面倒な國へ行くよりは、先づ支那へと支那公館に押し寄せて査證を求めた結果、多數の猶太人が支那に來た譯である。

第二の理由は猶太人の民族性の上から來たものである。即ち米國に行くには生活費の高いことと渡航條件に困難があり、又如何に歓迎すればとてミンダナオ島の山奥や、貴州、雲南の奥地に行くことは農業や労働を極度に嫌忌する彼等としては堪ゆる所でない。茲に於て同じ民族が既に大財閥として成功してゐる大都會で、而かも國家的組織が薄弱で、社會的構成が彼等の活動に絶好の條件を具備してゐる上海に足を向けたのである。

第三の理由は支那に於ては猶太人は他の諸國に於ける如き差別待遇や迫害を受けず、殊に上海が彼等にとつて樂園と見られたからである。此の點に關しては、『猶太民族小史』(紀元前一六〇〇年—西曆一九三五年)の著者セシル・ロースもその著書中に『全アジアに於て猶太人居住地域で不平のないのは支那と印度である』と述べて居る。又一九一七年十一月二日、時の英國外相バルフォアが有名な宣言によつて、パレスタインに猶太人のナショナル・ホームを設定することを約束した時も、支那政府は同年十二月十四日附で上海のシオニスト協會に對し、支那政府は英國政府と同様猶太人の祖國建設に滿腔の同情を表する旨を言明して、同協會から『全世界の猶太人は支那政府の好意に感謝された事實もあり、近くは『上海土地業の繁榮の道』の著者ソーフア兄弟(猶太人)によつて『上海は猶太人のパラダイス』と謳歌されて居

る程で、昔から今に至るまで支那では猶太人に對しては、人種的に共鳴する所あるのか、不思議と迫害も排斥もしてゐない。

此の結果、一昨年未頃から歐羅巴より上海に來る客船には毎船必ず猶太難民が乗船し、昨年二月二十五日入港した伊太利船コンテ・ピアンカマノ號には實に九百人の猶太移民が乗船し、その全部が上海に上陸した。而かも彼等は裝飾品、手廻品こそは相當持参したが所持金は少く、上陸匆々生活にも困難する輩であつた。最初は猶太難民救濟會が中心になつて救濟費の募集や收容所の建設に奔走し、上海猶太財閥の巨頭サー・ヴィクター・サッスーンの如きも十五萬元を寄附したが、難民は急激に増加する一方で救濟資金も枯渇し、最初は同情的立場をとつてゐた共同租界工部局當局も、一九三九年三月頃には『事變以來既に支那難民救濟で治安の脅威を受けて居る租界當局としては、猶太人の現在以上の増加は益々租界の治安維持を困難ならしむるものと認む』との理由で、上海領事團に猶太人の租界入を禁止されたい旨陳情したが、此の時は獨逸では既に二萬人以上の支那行猶太人に許可と査證が與へられて居た。

一方在滬猶太人の有力者は華德路(工部局學校跡)、荊州路(工部局建物)、兆豐路(倫敦ミッシン・スクール)、滙山路(工部局建物)、愛而考克路(工部局學校)、平涼路(サッスン家所有家屋)の諸建物の提供を受けて八千餘人の收容所を建設し、その中には更に病院、學校、新聞社、クラブ、圖書室、仲裁裁判所等の猶太人一流の文化施設を設けて、彼等の所謂經濟的獨立とセトルメント内のセトルメントの建設に邁進して居る。最初は精々二、三千人の來滬者を豫期した我當局も意外に多數の移住者とその組織的發展に驚き、そこに工部局當局の意見もあり、猶太難民救濟委員會と協議の上發せられたものが昭和十四年八月二十二日の猶太難民移入制限令である。

併し此の移入制限令なるものは左記の如き條件のものであつて、決して絶対禁止を意味するものではなかつた。

- (一) 米貨四百弗以上を所持する者か若くは上海に於て生活扶養をなす約束をなす縁者を有する者
- (二) 蘇州河以北に轉住せざること

第一の條件の米貨四百弗は單なる見せ金であつて、上陸の際借りて係官に見せて、直ぐその後返して了つても解らぬもので、その額を假に千弗とし一萬弗とした所で自由である。生活の保障をする者の有無もその場限りの約束で、後では實行されてるか如何か容易に調査し得ぬ條件である。更に第二の蘇州河以北に轉住せぬことは、外國人として自由に蘇州河の南から北に往復し得る猶太人にとつては少しも制限とはならぬ。況んや現在の如く支那人ですら自由に來往出来る時に於てをやである。

故に右の制限令の有無に拘らず上海への猶太難民の入國は日に増すばかりで、今年六月伊太利の歐洲戰爭参加前後から歐羅巴諸港からの移住こそなくなつたが、今度は西比利亞鐵道を通過し滿洲國を通過して大連港を経て上海へと依然として移住して來てゐる。今年八月一日附チャイナ・プレス紙(重慶政府の補助を受け居る猶太系英字紙)の報する所によれば最近毎週四十人の割で滿洲國經由獨逸猶太人來滬すと云ひ、現に八月六日入港の大連丸は百十名の猶太移民を大連から上海に運搬して居る。

從つて昨年十二月三十日筆者が楊樹浦華德路一三八號の收容所本部に全收容所總監督ユリウス・ワインバトグを訪問した時は八千餘人の食糧の供給もし、教會、仲裁裁判所の設備もあつたが、就職者は全家長若くは獨身者の一割五分に過ぎなかつたものが、同年二月二十四日視察した時は病院、産科院、學校、劇場、俱樂部、バー、ダンスホールが増設されたばかりでなく、就職率は三割以上に達した。次で七月二十四日五ヶ月振り同じ收容所を訪問した時には、既に其周圍が完全に猶太人色彩を呈し、人口は二萬六千人以上を算し、楊樹浦を歩行する日、支人以外の九割は猶太人であ

る。學校、病院の設備も益々改善、増築されつゝある。加之大量仕入による安價な物資の供給、一人一回二仙の公共浴場、大人十仙の大衆理髮床等社會施設は着々として行はれてゐた。従つて今年一月頃までは米國猶太合同配給委員會から毎月米貨二萬弗（法幣換算當時二十二萬元）を救済して來たものも、今は一萬元（法幣時價換算十八萬元）に減額されて居る。

新聞の如きもジュイッシュ・クロニクル、デイ・トリビューネ、アハト・ウール・アベント・ブラット（八時夕刊）、ゲマインデ・ブラット、ゲルベ・ポスト（黃報）等の日刊紙をもつて旺んに宣傳して居る。就中ゲルベ・ポスト紙の如きは昨年五月一日半月刊誌として五百部の發行部數を以て創刊されたものが排日と反獨記事に多數讀者層の人氣を博し、數ヶ月にして週刊となり、半週刊となり、今年三月一日から日刊紙に躍進し、發行部數の如きも五百から千、千から二千、二千から三千と増加し、今では六千部と稱してゐる。デイ・トリビューネ紙の如きも一年前に僅か五元の資本で始められたものが今日二千部の發行高を持つ盛況である。

尙ほ上海に在る猶太難民の思想的傾向とその性格に就て一言しよう。それは難民であらうと、亡命客であらうと、彼等は飽まで猶太民族であると共に、その思想的系統は概して虚無的であり、國家否定であり、國際主義であり、獨善排他であり、その爲す所は兩建主義である。就中、上海に來住して居る猶太人は獨逸を追はれた者の中でも惡質のもの少くないことは、彼等が楊樹浦方面に移住後楊樹浦に犯罪件數が急激に増加した事實が之を證明するばかりでなく、上海の既住猶太人が今來てゐる難民連はあこがれの地米國に行きたくも行けずに上海に來た連中で、獨逸にあつても決して性質の良い方ではないと言つてゐる。去る四月の市參事會員選舉に際しても日本側に選舉する如く見せて英米側に投票したもの如く、サー・ヴィクター・サッスンが紐育に於て排日侮日の言辭を弄して彼等の身上に不安を感ずるや、

今度はサッスンを異端者扱して『アシュケナジム協會は親日なり』と兩建主義の本性を現はし、英米人との交渉に於ては公然『歐洲移民』と稱しつゝ、日本側の親猶主義者と接する時は『我々は東洋人であり、祖國を持たぬ我々は日本こそ祖國である』などと媚言をなしつゝ、蔭に於ては排日、反日の行動のあることは、彼等の機關紙に現はれる社説、記事によつて明白である。昨年十二月十八日上海租界錦江に於ける『揚子江』の座談會席上、上海猶太報主筆オシ・レヴィンが

『實は當地に參つて我々は何としても吾人の經濟的獨立を樹立しなければいけないと思ひ、工業方面に特に日本の紡績、工業に眼を向け意を注ぎこれに協力したいと考へて居ます。』

と語つてゐることは彼等の意圖の一端を不用意の言辭の上に洩らしたもので、吾人の警戒せねばならぬ點であると思ふ。

一〇、歐洲大戰と上海

昨夏獨逸と英佛間に宣戰が布告された當時に於てはその東洋方面、殊に上海に及ぼす影響も左程大なるものはなく、北獨逸漢堡汽船會社の東洋定期航路の廢止による獨逸品の出入が減少した程度であつたが、その後獨逸の對英佛戰線の擴大、今年六月伊太利の獨逸側參戰によつて俄然國際都市上海への影響は大きな波紋を描き出した。先づその重なる影響を列擧するならば左の如くである。

- 一、陰然英國の勢力下にある共同租界より有力獨逸人の自發的退去
- 二、佛租界工部局による共同租界居住の不穩獨逸人及伊太利人に對する諭旨退去
- 三、遠洋航路獨逸伊船の運航中止と沿岸内河貿易船の再轉籍

- 四、歐洲より輸入品杜絶による上海物價への悪影響
- 五、佛租界當局の對日妥協と租界内援蔣機關の退却
- 六、英國駐屯軍の引揚

先づ英佛對獨の宣戰によつて眞先に影響を受けたものは租界在住の獨逸人である。專管居留地たる佛租界は別として多分に中立性を持つ國際的租界たる共同租界に居住する獨逸人は何も共同租界から退去する必要はない譯だが、そこに共同租界が名は國際的 International であつて實は舊英租界の情勢を有し、英國が依然たる勢力を有してゐることは、市參事會員の數が英五、日二、米二たる事實に比例してゐる所以である。従つて英獨開戦後共同租界居住の有力な獨逸人で政治的意味を持つものは自發的に共同租界の居住を引揚げて多く皇軍の支配下にある滬西區域に移住した。尤も獨逸總領事館や獨逸人の商館で共同租界にあるものは大體そのまゝである。但し英國政府が英人に對し上海にある獨伊商館との取引を禁止したことは他國に於けると同様である。

佛租界にある獨逸人及伊太利人の俱樂部が獨、伊の對佛宣戰と共に夫々閉鎖されたのは勿論、佛租界當局は數名の獨伊人に對し諭旨退去を命じた。これは勿論ゲシュタッポ(獨逸國家政治警察部)員若くは第五列班員の嫌疑ある者に對する豫防手段で、これ等諭旨退去を受けた者は共同租界からの自發的退去者と同様多く滬西區域の殊に大西路方面に移居した。

本年七月末佛租界麥祺路十二號の稅務專門學校の接收の如きも、佛租界當局が南京政府の要求に應じて協調的態度に出でたる結果であつて、重慶政府任命の關務署長にして前記稅務專門學校々長を兼ねた鄭萊が上海を逃出し赴港したのも、佛租界當局の積極的援蔣政策放棄によるものと見られる。同時にそれは歐洲戰爭に於ける佛國降服の反響である。

英獨開戦の風説ある頃から既に北獨逸漢堡線の汽船は歐洲から東洋行、又は東洋からの歸航を中止して中立港に避難し彼のシャルンホルスト號の如きはマニラ港から神戸港に避難したが、上海港には獨逸汽船の避難はなく、英伊開戦後入港した伊國郵船公司ロイド・トリエステイノ會社船コンテ・ヴェルデ號が黃浦江の左岸日本郵船の碼頭附近に巨體を横へてゐるだけである。

然しながら沿岸貿易は航行遮断區域でない限り依然行はれるので、此の方面には獨逸船、伊太利船の活躍しつゝあることは今年一月より六月に至る上半季に於ける上海港と支那諸港間の國內貿易出入船舶の數が之を證明して居る。

上海港と各國內港間出入船舶 (一九四〇年自一月至六月)

船籍	入 港		出 港	
	噸	隻	噸	隻
日本	二四三隻	三四九	二九六隻	四四三
英國	五五二	五八〇	四九九	五二二
米 國	四五	九、五六〇	四四	一〇、二四二
諸 國	六四	九五、四七三	五七	八六、七四八
獨 逸	九二	七〇、二三八	九一	六七、四〇八
伊 國	六七	四九、七〇四	六三	四六、三九四
支 那	三八	一五、八四三	三六	一五、八八七
其 他	六六	一四九、七九二	七〇	一五〇、五三七
合 計	一、一六七	一、三二〇	一、一五六	一、三四三

右表を一瞥して感ぜられることは國內港間を航行する船舶に支那籍船舶が比較的少ないことである。これは勿論日支

事變の影響で我海軍による沿岸航行遮断より支那船舶による航通貿易の困難より、從來支那籍にありたるものが多く第三國船籍に假裝轉籍したるによる。例之諾威船、伊太利船が比較的多數なのも處洽卿が總經理たる三北輪埠公司、寧紹商輪公司等の所有船舶が日支事變勃發の前後中立國たる諾威、伊太利に船籍を替へた爲めである。それが又歐洲大戰によつて獨逸、伊太利船は勿論英國船までが沿岸航行の危険を感じて再轉籍を計畫して居る。就中多年支那沿岸貿易に跳梁した英國モラー汽船會社までが上海在籍の同社船舶リ・アン・モラー號(四八〇噸)以下大型汽船七隻、中型船十八隻、二百五十噸級十四隻、合計十四萬噸の所有船を八月三十一日迄に香港に集結の上、内河用小型船を除き全部政府の徵用船として引揚げることになつた如きは痛快である。

歐洲戰爭が上海の貿易への影響に就ては別に項を更めて記すこととして、茲には歐洲戰爭の勃發による歐洲よりの船腹の拂底、輸入品の杜絶が如何に上海の物價の上に悪影響を及ぼしたかを述べるに止めよう。殊に支那市場に於ける日本品の競争者として近年著しい躍進をして來た獨逸品が、英獨開戦と同時に殆ど輸入杜絶の状態となり、米國品はあつても法幣の暴落による高値より支那民衆には手も出せぬ有様で、物價は彌が上にも上昇した。

歐洲戰爭が我方にとつて有利な影響を及ぼしたのは上海租界、殊に佛租界に於ける援將機關の退却である。未だ全面的退却とまでは行かないが、本國政府が獨逸軍に降服してからの佛租界當局は我方に對して相當妥協的となり、從來は專管居留地を楯に重慶側テロ團の巢窟として顯然たる證據ある場所に對してすら我手入を拒絶し居たものが、本國政府の對獨屈服以來我憲兵との協同檢索等をも行ふに至つた。これが爲め佛租界を唯一の根城とした抗日テロ團も漸次退却しつゝある状態で、英米籍の抗日系支那新聞が紙價奔騰と、幹部記者の身邊の危険から陸續香港へ逃避しつゝあるのも歐洲戰爭の間接的影響と見られる。

而して最後に而かも最も重要な影響は今年八月九日英國陸軍省によつて發表された左の聲明である。
上海及北支駐屯の英國軍隊は他の基地に於て任務につく爲め目下全員引揚げつゝあり

右引揚理由に關し英國陸軍省スポークスマンは又左の如き説明を加へて居る。

上海並に天津に駐屯して居る英國軍隊は二個大隊であつて、この外に北京大使館警備隊として一小隊計千五百餘名がある。元はもう少し多くの軍隊が駐屯してゐたのだが、昨年十一月天津、北京から一個大隊を引揚げてゐる。斯かる諸部隊が永く離れて散在することは資産と云ふよりは寧ろ負債であつた。今回同部隊は他に移されることになつたが、これだけの兵力でも一箇所に集中されば多少なりとも軍事的重要性を持つに至るであらう。

英國は此決定をなすと共に我外務省に對しては『尙ほ北支よりの軍隊引揚に關しては英國政府は一九〇一年九月七日附北京(義和團事件)議定書が關係諸國間の協定により改訂又は廢棄せらるゝまで右議定書による一切の條約上の權利を留保する』旨の公文を交附して居るが、これは英國が上海租界の駐兵は何等條約上の根據なきことを認めたもので、此點は北支駐屯軍とは趣を異にしてゐる。換言すれば英國は曾て長髮賊の亂に際し不法に占據した所に不法に軍隊を駐屯させたものであつて、今八十六年後の今日撤退の止むなきに至つたものである。その名目の如何を問はず、英國としては極東からの一步退却である。而して既に此の支那駐屯各國軍の撤退に關しては我政府は昨年九月五日歐洲戰爭勃發の際と今年六月十日伊太利參戰による歐洲戦局擴大に際し、前後二回に互つて要求してゐる所で、日英關係惡化の最中英國政府が突如此の種の措置に出たことは見方によつては第一に對日媚態を以て日英關係の緊張を緩和せんとするもので、第二には植民地兵力の増強に資せん爲めの一石二鳥の案とも見られるが、米國政府筋の觀測は英國の今回の舉は英國の對日妥協と見るよりは寧ろ英國が今後日本に對して強硬政策を採らん爲めの下準備で、香港に於ける英人婦女子の濠洲

への引揚と共に日英開戦を覺悟しての背水の陣であるとの意見が有力である。獨逸及伊太利方面の觀測は支那の崩壊と日本の勃興につれて英國の支那に於ける勢力は凋落の一路を辿り、今や東洋に於ける前進基地を防衛し得なくなつて、日本の國威の前に屈伏したのだと云ふに一致して居る。同時にそれは又獨逸の對英攻撃積極化以來東洋引揚英人の激増と共に英國の東洋退却と見られる。今年四、五、六、七の四ヶ月間に上海日本總領事館が取扱つた英國人の日本及日本經由米國行旅券査證の増加を示す左の數字は又その一證左である。

上海日本總領事館扱英人旅券査證數

	日本行	米國行
昭和十五年四月	七四	六二
五月	一八四	一五五
六月	二二四	一九〇
七月		

要之、歐洲大戰の上海に對する影響は我方に關する限り寧ろ有利に展開してゐると見るべきであらう。

一一、上海港の貿易と關稅收入

上海港が南京條約によつて開港場となつてから將に百年と垂んとするが、その間に於ける上海港の發展は又非常なものである。出入船舶の噸數に於ても一九三四年に於て二千萬噸で倫敦の二千八百噸、紐育の二千六百萬噸、神戸の二千二百萬噸に次ぎ世界第四位であつたものが、一九三九年には戰禍の影響を受けながら外洋、内洋を合せ二千百十六萬噸

の船舶の出入である。此等船舶の碇泊繫留用として存する港内の浮標の數百三十三、内百個は稅關、七個は各國海軍、十三個は船會社及船會社の所有である。港岸は上流の張家濱、江南機器局船埠から白蓮港に至る上區より下區コスモポリタン・ドックに起り高橋沙 (Gough Island) に至る十五區に分れてゐるが、その兩岸には各國の權益に屬する碼頭が簡比してゐる。

貿易額に於ては上海港の貿易額は常に支那第一たるは勿論、日支事變前に於ては常に支那全貿易額の五割以上を占めてゐた。事變の第一年目に於ては八月以降の輸出入減にも拘らず、上半季の好調よりこれ亦全支の五割一分以上を占め、二年目の一九三八年になつて初めて戰禍の影響を受けて全貿易額の三割以下に激減したが、一九三九年には再び盛り返して四割七分強となつた。關稅收入に就ては更にその率を高め、一九三八年に於ては上海港は全支關稅收入額の三三・三六%を寄與したものが、昨年には總收入額三億三千百三十二萬三千六百四十元に對し、その五〇・三四%の一億六千六百七十九萬七千七百十元を寄與してゐる。以上支那貿易上に占める上海港の地位を知るべきである。

尤も最近四、五年間の上海貿易は事變による影響、事變後の日支間關係の變化等によつて正常的進展を示したものでない事は勿論であるが、漸次正常に復しつゝある傾向は明白に看視される。(註)

〔註〕支那貿易を數字的に檢討する場合注意すべきことは外國からの輸入品の價格は一九三〇年(民國十九年)二月一日以降は凡て海關金單位(C・G・Uと略稱す)を以て表示され、輸入税も同單位を以て徵收され、輸出その他の價格は從前の如く法幣(元)を以て表示されてゐることである。

海關金單位は純金六〇・一八六兩に相當し、當時米貨四十仙、英貨一九・七二六五片に等しと定められたが、その後英米兩國共に金本位を放棄し、加ふるに一九三五年十一月三日の幣制改革で定められた法幣一元は英貨一志二片半の基準も法幣暴落毎に破

毀されて、海關金單位と法幣との換算率も支那政府が發表する公定率とオープン・マーケットの實際相場とは大差を生じつゝある今日、政府及海關が貿易統計に公表する數字を其の儘使用することは實際に則せず、爲に最近實際専門家の間では輸入額（海關金單位）をオープン・マーケットの時價相場で之に換算するか、或は輸出額（國幣單位）も共に夫々磅建に換算して貿易額の計算比較としてゐる。然らざる時は支那政府の公定相場と實際の時價との誤差を無視することとなるからである。

例へば昨年中海關金單位は實際相場英貨三六片四分の一で、法幣は英貨一志二片半の公定相場で一〇・G・U＝二元五十仙と換算して輸出額を海關金單位で表示して居るが、オープン・マーケットに於ける昨年の法幣の平均實際相場は六片であつたから二・四倍以上の過大評價である。それが今年上半季の平均相場は更に下つて三片三十二分の二十九であるから實際上一層の誤差を生ずる勘定である。筆者は茲に海關統計數字をあげるに當つて出来る限り磅に換算した數字を用ゐたが、止むを得ざる場合は國幣標準を使用することとした。

上海貿易の全支貿易に對する割合 (單位磅)

上海	其他	合計	比率
一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
五四、七八七、一四三	五四、四〇三、二〇九	二五、七二二、一七七	五〇、五三四、七四一
四三、八八七、三五七	五二、三七三、八〇七	六〇、六一五、七二六	五六、八〇一、五七五
九八、六七四、五〇〇	一〇六、七七七、〇一六	八六、三三七、九〇三	一〇七、三三八、三一七
五五、四七	五一、三二	二九、九一	四七、〇九
輸入貿易に於ける上海の地位 (單位磅)			
一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
三三、一四〇、七五二	三〇、二八六、九二〇	一六一七五、三三四	三五、五八八、〇七二
二三、二六二、七七九	二六、五〇〇、三六八	三七、三九二、八三七	四五、八〇一、五七五

以上は最近四ヶ年間の全支輸出総額と上海港一港の輸出入額の比較であるが、今年上半季に入つては上海港の輸出は更に著しき増加を示し、實に全支輸出額の六八・二五%を占めて居る。

一九四〇年上半季輸出入額

輸入 (海關金單位)		輸出 (單位法幣元)	
上海	一四四、三二四、〇〇〇	六三八、九四〇、〇〇〇	
其他の諸港	一五八、二三四、〇〇〇	二九七、二五三、〇〇〇	
合計	三〇二、五五八、〇〇〇	九三六、一九二、〇〇〇	
比率	四〇・一六%	六八・二五%	

過去四ヶ年間の上海港の貿易バランスを見るに前述した如く海關金單位評價の輸入額を公定相場（一志二片半）で法幣に換算して、元來が法幣額評價の輸出額と比較する時は一九三九年及今年上半季の如きは共に出超であるが、之が誤算であることは磅建に引直した數字が證明して居ること左表の通りである。

年	上海港		噸	實價評價 (單位千元)	磅建換算 千磅
	輸入	輸出			
一九三六年	五五三,〇〇〇	五〇七,八〇〇	三三,一〇〇		三三,一〇〇
一九三七年	五〇八,八〇〇	二六九,〇〇〇	三〇,二〇〇		三〇,二〇〇
一九三八年	二六九,〇〇〇	三八五,五〇〇	一六,一〇〇		一六,一〇〇
一九三九年	五八〇,〇〇〇	一,四〇八,八〇〇	三五,五〇〇		三五,五〇〇
一九四〇年(上半季)	三三五,五〇〇		二六,六六〇		二六,六六〇
	海關統計				
一九三六年	一九一,六〇〇	三六一,四〇〇	一九一,六〇〇		一九一,六〇〇
一九三七年	一〇四,四〇〇	四〇四,三〇〇	一〇三,四〇〇		一〇三,四〇〇
一九三八年	四〇四,三〇〇	二二二,一〇〇	二二二,一〇〇		二二二,一〇〇
一九三九年	五九一,七〇〇	六三七,四五〇	五九一,七〇〇		五九一,七〇〇
一九四〇年(上半季)	六三七,四五〇		六三七,四五〇		六三七,四五〇
	海關統計				
一九三六年	一九一,六〇〇	三六一,四〇〇	一九一,六〇〇		一九一,六〇〇
一九三七年	一〇四,四〇〇	四〇四,三〇〇	一〇三,四〇〇		一〇三,四〇〇
一九三八年	四〇四,三〇〇	二二二,一〇〇	二二二,一〇〇		二二二,一〇〇
一九三九年	五九一,七〇〇	六三七,四五〇	五九一,七〇〇		五九一,七〇〇
一九四〇年(上半季)	六三七,四五〇		六三七,四五〇		六三七,四五〇

一九三九年 △ 一六,六〇〇 八一七,一〇〇 二〇,六〇〇
 一九四〇年(上半季) △ 二五二,四五〇 一五,六六一

即ち實價評價及磅建換算によれば常に入超である。

次に輸出入品の内容につき一九三八年と一九三九年と比較するに、前年に比し輸入品は三億一千百萬元(海關評價)輸出品は三億六千九百五十二萬元を共に増加してゐる。

一九三八年に比し増加せる輸入品(單位元)

種 類	一九三九年増加額
棉花 綿 絲	一九三九年増加額
穀 物 穀 粉	一四五、七七二、八六七
油、油脂等	三〇、八四〇、七四七
煙 草	一五、三五七、三一三
化 學 藥 品	一三、六九八、〇二〇
雜 貨	一二、四八一、九六一
羊 毛 同 製 品	一〇、四五八、五七九
染料類料、塗料類	九、八三八、五七九
礦物及鑽石	九、六八四、四六三
絹及同製品	八、五五一、九六三
木 材	七、三八〇、七八四
石炭燃料、松脂	六、五二九、三〇八
	四、九三七、六四八

書籍、地圖、紙、バルブ	四、一九八、五六九
金屬製雜品	四、〇六四、九二四
砂糖	三、四一三、四二九
機械及器具	二、六四四、五五五
其他	二一、一五二、三九九
合計	三二一、〇〇五、九八四

増加した輸入品の首位を占めた棉花又綿絲は、治安恢復後の上海紡績業の進展を物語るもので、その輸出元は印度を第一とし、之に次ではブラジル、米國、埃及の順序で、印棉の輸入額は一九三八年の二十五萬五千三百三十五磅に對し、一九三九年は五百七十七萬八千六百十二磅と實に四百九十二萬三千餘磅の激増である。

一九三八年に比し増加せる輸出品 (單位元)

種 類	一九三九年増加額
織物 纖維	一一九、六九六、四〇六
動物及動物製品	五七、三三二、八七六
絲編絲及編物	四〇、三四二、二〇〇
木綿織物	三五、三八三、二六五
穀物及同生産品	一八、八九七、六二三
雜 貨	一六、六四〇、三三三
其他の織物生産品	一五、八八三、六〇六
鑽石、鑛物及金屬品	一四、一八〇、九六六

更に上海の輸出入貿易を國別にして觀測する時には最近は米國を第一とし、之に次では日本、印度、香港等の順である。輸入國として印度が俄に重要な地位を占むるに至つたのは勿論前記の印棉の輸入増加に因る。

上海貿易に於ける重要輸入國 (單位千元)

國 別	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
米 國	一一七、三三三	六〇、九九七	一一六、四七八	一三四、九七九
印 度	一〇二、九八六	一一、四六八	九、二〇六	一六、九四三
日 本	八一、四〇〇	三七、八五四	七五、三七三	七三、五六五
獨 逸	四五、七三一	三四、五七二	八三、一七九	一〇七、三九〇
英 國	三九、五一九	二九、七三八	六八、八六三	六七、九七九
伯 利 西 爾	三四、八二二	二、六七三	二、三一	三、五九一
蘭 領 印 度	二五、四〇九	一八、七七	二五、七二七	二四、四四七
濠 洲	二四、八八五	三、二二六	一〇、三四五	三、五七六
關 東	一四、七九〇	七、九七八	三、九〇九	四、九五四
佛 印	一〇、四四七	一六、〇〇六	六、五二	三、七一六

伊太利	香港	埃及	佛國	臺灣	白耳義	加奈	其他	合計
八、七四八	八、一二四	八、〇八七	七、四六六	七、二三四	七、〇一三	六、九九三	三、七、一三一	五八八、〇九八
三、三七六	五、七一一	二、四三五	四、二四四	一、六五二	五、〇一七	三、六〇九	一八、七六五	二六九、〇九二
六、九二九	三、八一〇	五、二九三	六、五二三	四、二六	一八、〇七七	一二、二六一	五三、六二二	五〇八、八四四
一〇、九七四	四、一三七	七、五三一	八、七三六	三四四	一四、八九二	一二、八三六	五二、五〇四	五五三、〇九四

國別	米國	香港	英國	印度	佛國	英領馬	日本	獨逸
一九三九年	一七六、七九六	九二、九六三	六六、一〇六	三〇、三〇五	二九、六一一	二五、七九八	二二、五九七	二二、七一四
一九三八年	一九三、八八八	三九、七七九	二六、七九八	一六、七九八	一一、〇〇〇	七、七八二	一四、七〇二	二二、三四六
一九三七年	一四五、一〇四	二七、一七一	四七、七一三	五、八二九	二六、一六二	七、二三八	三一、九八六	三六、五八六
一九三六年	一一九、五七七	一八、一七五	三七、四七四	九、五八二	二二、七四五	六、七〇〇	四三、二五九	二二、〇九〇

上海貿易に於ける重要輸出國 (單位千元)

次に今年一月より六月に至る上半季に於ける上海貿易を各通貨ブロック貿易に區別して觀察するに、元來が支那自身磅ブロック圏内にある以上戦前より上海貿易に於ては對磅ブロックが優勢であることは勿論であるが、本年上半季の成績は左表の示す如く米國の輸出躍進著しきものあるは注目し値する。之に比較すれば圓ブロックは前二者に及ばざること甚だ遠き感がある。

上海貿易各通貨ブロック比較

單位千元	一九三九年上半年		一九四〇年上半年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
磅ブロック	一三四、八五〇	一七二、四一五	一四二、四二八	六三七、四五二
米弗ブロック	三四、九五九	五三、六三一	六三、四九五	二四八、八六〇
圓ブロック	二六、二一八	二二、八五四	一七、七一四	四七、九七九

最後に上海港の關稅收入は上海港貿易の全支那の貿易額に對する以上の高率を占め、殊に昨年度の噸稅(船鈔)の如きは全支收入の七三%以上を占めてゐる。以て上海港船舶の出入の頻繁とその繁榮を知るべきである。

最近四ヶ年上海及全支關稅收入 (單位元)

上海	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
其他の諸港	一四八、八六九、一三六	一四二、一〇六、七九〇	八四、九一三、六五〇	一六六、七九七、七〇九
合計	一七五、七六四、二五五	二〇〇、七九二、九四九	一六九、六五一、八一八	一六四、五二五、九三一
比率	三二四、六三三、二九一	三四二、八九九、七三九	二五四、五六五、四六八	三三一、三二三、六四〇
	四五・九五%	四一・四二%	三三・四二%	五〇・三一%

更に一九三九年海關收入を各項別に見る時は左の如し。

一九三九年海關收入各項別 (單位千元)	
輸入税	輸出税
轉口税	噸税
附加税	救濟附加税
合計	

上海	一九三八年	一九三九年	増加	率%
全支	二二七、六八三	一七、四一五	四六、六六二	三、六六一
其他	四三、九二八、七六九	四七、一六六、四七八	三、二三七、七〇九	七・三七
全支	六九、九六八、四九七	九三、一五六、七二五	二三、一八八、二二八	三三・一四

一一、上海の言論界

上海に於ける現代的新聞の元祖とも云ふべきは一八五〇年(道光三十年)に英國貿易商『字林洋行』が週刊紙として發行した『ノース・チャイナ・ヘラルド』(北華捷報)である。今日上海第一の英字紙『ノース・チャイナ・デーリー・ニュース』が『字林西報』なる漢字を新聞名に使用してゐるのもその記念的名残とも見られる。漢字紙としても同洋行で發行した『上海新報』が、上海に於ける支那新聞の始まりである。併し今日現存してゐるものとしては一八七二年(同治十一年)に創刊された『申報』が最古のもので、これに次では『新聞報』(一八九三年創刊)で共に外人の發行にかゝるものである。而して初期時代に於ける上海の新聞は内外紙共に外國輸入商品を一般取引者並に支那民衆に紹介するのが主たる目的で、新聞本來の目的である社會的、政治的、ニュース等は第二義的であつた。その後清朝の末期から辛亥革命の頃にかけて政治的意義を多く有つやうになり、宣傳等の用に利用されるに至つた。今日の上海に於ける新聞は英字紙、漢字紙等に政治的色彩を一層濃厚にし、國際的には英米對日獨、國內的には汪政權對蔣政權の對立的競争性を露骨に發揮して居る感がある。

North China Daily News (字林西報)

發行所はノース・チャイナ・デーリー・ニュース及ヘラルド社で重役會々長は英人エッチ・イー・モリス。主筆は事變直後本國に歸つたエドウィン・ハーワードの後を承けてベイトン・グリフィンが之に當つてゐる。新聞社は英國系であり、社の事業としては週刊紙ノース・チャイナ・ヘラルド、チャイナ・ホンダ・リスト(行名簿)、上海ディレクトリー、英文支那年鑑を定期發行する外、工部局官報等をも印刷し工部局の半機關紙で、論説は平常は比較的公正穩健であるが、事一度工部局の問題、英國に關する問題となると論理を超越した暴論を吐く、例へば上海租界の最近のテロ事件に關し、今年七月廿六日の同紙が社論に於て『テロによつて暗殺される者は悉く重慶側分子で、テロの背後

には凡て南京政府の手が動いてゐる』と論じた如きは全く本末顛倒、眞偽顛倒の妄論であつて、此の社論は翌日の『中華日報』の社論で國民政府國際宣傳局長湯良禮によつて徹底的に論駁された。

ペイトン・グリフィン主筆は多少日滿支の事情にも通じ温厚な紳士である。従つて過激の外人記者追放令の黒表中にも此の社の人だけは載つてゐなかつた。新聞發行部數約一萬二千、唯だ最近は新聞用紙の暴騰とストック拂底に日曝附録を排し、日曝漫畫を本紙に刷り込んで用紙の節約をはかつて居る。

Shanghai Times (泰晤士報)

本紙の創立は一九〇一年(光緒二十七年)で米國人某の經營したものであるが、一九一四年(民國三年)英人ノッティンガムが買收し、今日では完全な英籍であるが、編輯スタッフ其他猶太人の系統である。主筆はアルフレッド・モーレーで編輯には××××××××××××××××××××。社論は猶太人問題に關する以外日支問題に就ては公平な議論を載せて居る。倫敦タイムスの代理店を兼てゐるが、新聞の發行部數は他の日刊英字紙に比較して最も少く四千部内外であらう。

China Press (大陸報)

社長はジェー・イー・ペーカー博士だが重役中には南京政府の追放外人黒表にあるジェー・ビー・パウエル(密勸氏評論報主筆)、エヌ・エフ・オールマン(市參事會員)や重慶政府の會ての情報所長で現にマニラ駐在總領事たる楊光注や、宣傳部副部长董顯光、青幫の巨頭杜月笙等の名を列ねて居り、會ては蔣政府の要人王正廷(元外交部長)、徐新六(故人)、許建屏(露支交涉専門委員)、魏道明(行政部長)も重役であつた如く、チャイナ・プレスは一〇パーセント重慶政府の對外宣傳機關紙で毎月多額の補助金を重慶から受けてゐる。

又同紙の編輯部には黒表組の一人キャロル・アルコットも名を列ね、又猶太人で常に反獨排日の記事を書いてゐるエリクス・カイクと云ふ男も居る。

本紙は最初は米人ミラードによつて今から三十年前の八月創刊されたものだが、其後經營困難で上海の猶太財閥エドワード・エツラに譲られ、エツラの死後その未亡人の弟に當るセオダー・ソーファア及アーサー・ソーファアの兄弟に引繼がれ、一九三一年當時の上海時事新報社長張竹平が之を譲受けたもので、今日表面は支那籍だが實は外人籍にカムフラージュした蔣政權の機關紙である。紙上は常に徹底した抗日排日の記事で充満して居る。

Shanghai Evening Post & Mercury (英文大美晚報)

所有者は大美晚報公司以、發行人はジー・シー・ブルースとなつてゐるが、金主は友邦人壽保險公司重役會長シー・ヴィ・スターで、同時に漢字紙大美報、大美晚報を發行して居る。

上海に於ける唯一の米人經營の夕刊英字紙で、重慶政府の手が相當入つてゐることは同紙の反日記事が之を立證してゐる現に社主スター及主筆ランダルグールドは共に南京政府の追放外人黒表に載つてゐる注意人物である。

尤も上海イヴニング・ポスト紙は一九二九年四月十六日創刊されたものだが、その翌年上海マキユリー(文匯報)を併合して今日の名に改めたものだが、更にその歴史を遡れば相當古い歴史がある。即ち左の如し。(活弧内の年月日は創刊又は合併の日)

- 上海 ガゼット (一九一八年四月二十二日)
- イヴニング・スター (一九三一年十月十七日)
- イヴニング・ニュース (一九三二年十一月十一日)
- 上海イヴニング・ポスト (一九二九年四月十六日)
- 上海 クーリア (一八六八年十月一日)
- 上海 クーリア及上海ガゼット (一八七五年三月一日)
- 上海 マキユリー (一八七三年六月二日)
- 上海 クーリア及上海ガゼット (一八七五年三月一日)
- 上海 マキユリー

(一九二九年四月十六日) ……上海イヴニング・ポスト・エンド・マーキユリー(一九三〇年八月十三日)
(一八七九年四月十七日)

今日約七千部の發行部數を有し、黄色紙一流のセンセーションナルな記事で相當賣れて居る同紙も、昭和十年から十一年頃は經營困難で五十萬元で賣りに出た程で、米國政府も當時は極東問題から手を引かうとしてゐた時なので適當な買手さへあれば手離す積りしがつた。それが今日では米貨五十萬弗(法換時價換算九百五十萬元)でも賣らぬと云はれてゐる。

特別寄書家には英文支那年鑑の著者で在支四十年のウットヘッド及經濟記者(猶太人)ジョン・アーラースがある。前者は公平らしい意見を時々吐露するのと例の『在支三十年記者生活』の著書で親日記者扱されてゐるが、本心は飽くまで英國人である。アーラースの經濟論は徹頭徹尾猶太的なものである。

Evening Poho (大英晚報)

日支事變後に創刊されたもので、最初は日本側からも種々な情報も提供されてゐたやうであるが、最近は寧ろ日英關係の悪化に伴ひ反目的になつてゐる。無論籍は英國であるが、社長兼主筆のエル・エル・エフ・フィアソンの正體も餘り明瞭ではない。漢字紙大英晚報と同一經營に屬してゐる。

Journal de Shanghai (法文上海日報)

佛租界で發行される又唯一の佛文日刊紙で、その前身は一九二七年十二月十日に創刊された中法新報(Chong de Chine)で、一時停刊したこともあつたが、その後在上海佛國商業會議所の後援で再刊されたもので極東の佛人間には最も大なる勢力をもつてゐる。

社長兼主筆はジー・エス・モレストで本國政府が獨逸に降服してからは一時反ベタン政府の態度を探つてゐたが、最近では漸くベタン政府へ服従の傾向を示してゐる。發行部數は二千内外である。

露字紙

日刊露字紙の主なるものは赤露系のノイヴオステ・ドニア(俄文日報)白系のスローウオ(斯羅沃日報)、上海スカヤ・ザリヤ(上海紫拉)、ウエーテエルナヤ・ザリヤ等である。

ノイヴオステ・ドニアは一九三六年の創刊だがソ聯の資金を仰ぎ、重慶政府内の共產系とも連絡あり他の古い露字紙を壓倒してゐる。社長兼主筆ヴィ・エー・チリーキンは日本側若くは南京派から狙はれることを恐怖してゐるとの説さへある。

スローウオは一九二九年の創刊で純然たる白露系、社長はアルタドコフで、曾ては主筆にサイチエフが居て雄勁の筆を揮つたが、今はヴァレ某が編輯長として活動してゐる。同社は新聞を發行する外スロヴオ出版印刷會社をも經營してゐる。

上海スカヤ・ザリヤ(朝刊)とウエテエルナヤ・ザリヤ(夕刊)とは共に同一社の發行にかゝり、社長は前社長エス・レシヴツチ(一九三二年十一月死亡)の弟オー・ヴィ・レンツツチの夫人が天津から來滬して事業を繼續してゐる。朝刊は一九二五年十月の創刊だが夕刊(紫拉晚報)はそれより七年後の一九三二年十一月、前社長死去の数日前に創刊されたものである。前者の主筆はエル・ヴィ・アルノルドフで後者の主筆はシー・エー・ロバコフである。

獨字紙

獨逸新聞には一九三二年九月廿七日創刊された Ostasiatischer Lloyd (東亞勞合日報)がある。主筆はホルスト・レー

で、獨逸人の機關紙と云ふよりは寧ろ商業上の宣傳に重きを置いて居たが、今は戰爭ニュースで充滿されてゐる。此の外猶太難民(獨逸籍)の來住以來發行された上海猶太人クロニクル、ゲルベ・ポスト、八時夕刊等の日刊獨字新聞もあるが、これに就ては猶太難民の項に略述したから茲には省略する。

尙ほ歐洲第二次大戰以來英國側の宣傳に對抗してナチス獨逸系によつて發行されてゐる英文夕刊 *Evening Post* がある。これは小報だが正午版として英文で發行されてゐるので、讀者は相當多い模様で宣傳用としては成功してゐる。

上海の有力漢字紙

上海の有力漢字紙は之を親日と抗日の兩派に分けて論ずる必要があると思ふ。併し前者には汪政權の機關紙中華日報、國民新聞と新申報の外に小報、早報がある程度で、數は寥々たるものだが中華日報の賣行は素晴らしく五萬を突破しつゝありと云ふ。それだけ上海の民衆が汪政權の和平救國に共鳴してゐると見られる譯である。

抗日紙の重なるものは申報、新聞報、神州日報、大美晚報、中美日報、華美晚報、大美夜報、新聞報、大晚報等である。此の外に昨年頃までは文滙報、導報、曙報、又同年七月廿五日迄は大美報等があつたが、何れも時勢の波に押されて香港へ逃避し、大美報は編輯部吳中一等四名が國民政府から逮捕令を發せられ、加ふるに同紙と姉妹關係にある大美晚報編輯長張似旭の暗殺等に遂に香港へ移轉するに至つた。併し抗日紙の最大の苦痛は新聞用紙の拂底と紙價の暴騰である。尙ほ抗日紙が何れも英、米等の外國籍に登録して、外國籍新聞の假面の下に反日、排日を鼓吹してゐることは怪しからぬ話で、これに就ては我方からの要求で工部局も外國籍新聞と雖も租界の安寧秩序を紊すものには嚴重な檢閲の手を下すことになつて時々締切前の夜の新聞社の編輯室を驚かしてゐる。

發行部數から云へば新聞報(米國籍)が最大で約六萬五千部、總經理は汪伯奇だが金主は太平洋出版公司社長米人ジ

ン・フ・ガソンで發行名義人も同人になつてゐる。同じ抗日紙の中では新聞の性質が商業的であるだけ惡質ではないが、代表者嚴譚聲は抗日機關「廉恥委員會」の支持者であり、同紙の編輯幹部潘鏡民等七名は國民政府から逮捕令を發せられてゐる黒表組で、その黒表組の一人顧執中は八月十六日佛租界で兇撃された。

發行部數に於て新聞報に次ぐものは申報で、その歴史から云つても現在漢字紙中最古のもので一八七二年である。發行部數五萬八千、曾て史量才によつて完全に支那人の所有となつたものだが今では米人(辯護士で市參事會員たるエヌ・エフ・オールマン)の名義に書替へられ、董事長も米人アダムス某の名になつてゐる。

申報關係では名義人オールマンは勿論、總經理馬蔭良外十名が國民政府からの逮捕令の黒表に載つてゐる。

神州日報は一九〇七年四月二月革命の志士于右任等によつて創刊されたものだが、今では米國籍に隠れて抗日宣傳をやつてゐる。總經理蔣光堂と重慶政府宣傳部副長董顯光との特別の關係から毎月多額の宣傳費が同紙に補助されてゐる。編輯幹部戴湘雲等三名が汪政權から逮捕令を受けてゐるもの之が爲であらう。新聞の發行部數としては寧ろ少く今は千五百内外である。

抗日紙として漢字紙中指導的地位にあるものは中興日報である。その論説の如きも露骨な排日、反汪である。その發行名義人である米人ハリイ・エム・スタックゴールド(猶太人)の如きも追放令こそ免れたが頻々として脅迫状が舞込むので恐怖を感じ、今年八月初倉皇として米國に去つた。編輯部でも編輯長吳任滄等十名は南京政府から逮捕令を受けて居るブラック・リスト組である。發行部數は七千五百部内外であるが最近は減少の傾向にある。

大美晚報はイヴニング・ポスト紙の漢字版で名實共に米國籍である。従つてその蔭に隠れて揮ふ抗日宣傳は極めて不穩なものがある。又重慶政府は之を利用する爲め宣傳員張似旭を總經理として特派して置いたが、彼は大美晚報の他の

同僚六名と共に汪政權から逮捕令を受けて間もない八月十九日に何者かの兇手に斃れた。此の張似旭の暗殺事件は抗日新聞人に多大の衝激を與へたことは『上海に於ける治安問題』に述べた通りである。大美晩報の現在發行部数は約一萬五千と云はれて居る。

大晚報は曾ての上海の大新聞『時事新報』の晩報とも云ふべきものであるが、共通の人事は總經理崔唯吾位のものである。經理の王錦城は中美日報の編輯王錦銓の弟で新聞界には知己多きも、經營の才に乏しく同紙の經營は頗る困難と云はれてゐる。部数はそれでも一萬五千位を出して居る。籍は英國籍に登錄されて居る。

此の外日報、晚報、何々報と所謂新聞と名のつくものは多いが、それも最近紙價の暴騰と新聞紙の缺乏に自滅自廢をなすもの續出し、加ふるに八月九日、十三日の兩夜租界當局が中美日報、神州日報、申報、新聞報等の有力英米籍支那新聞社の編輯室を襲ふて論說、ニュース等のゲラ刷の提出を要求し、八・一三記念日に際して發表した蔣介石の抗日演説、抗日記事その他不穩と見做される政治記事一切を完全に抹殺させたことは抗日紙に大きな痛手を與へたもので今後の租界の言論界に反響する所大なるものがあらう。

一三、米國の極東政策の動向と上海

米國は輿論の國であると云はれるが、その輿論は時の爲政者か若くは政府の帷幕の者が作りあげるものである。民衆は常に御先棒に使はれるに過ぎない。故に米國は Democracy (民主主義) の國でなくして寧ろ Democracy (民衆狂氣) の國であり Mobocracy (暴徒政治) の國であると評されてゐる。従つてその政策は朝令暮改である。極東政策に就ても然りである。

昭和十年頃の米國は東洋から退却せんとして着々その準備を進めた。支那に對し『手を觸れるな』との叫びをあげ、比律賓に獨立を與へて將來東洋に於ける紛争から超然たらんとしたのも此の頃である。前述した上海イヴニング・ポスト紙が五十萬元で賣りに出たのも、米國の極東から退却せんとする一徵候であつたのである。

然るに日支事變によつて米國の對極東政策は變化を來した。即ち一九三五年十一月十五日を期して比律賓に樹立したコンモンウェルスと云ふ變則的政治状態を向ふ十ヶ年間暫定的に設定し、一九四六年七月四日から米國大統領の布告によつて比律賓を獨立の共和國としよとする約束も何日の間にか變更して、政治獨立は一九四六年だが經濟獨立を含む完全獨立は更に十五年後の一九六一年となり、それが又最近では比律賓獨立反對論が米國の爲政者自身の口から公然吐露されるやうになつた。

曩に五十萬元で賣りに出て三十五萬元までの値はついたが、その値では借金も返済出來ぬとの理由で破談になつた上海イヴニング・ポスト紙が今では米貨五十萬弗(現行法幣相場に換算して九百五十萬元)でも賣らないと云はれるに至つた事實は何を意味するか? それは即ち僅に五ヶ年間に於ける米國の極東問題に對する心境の變化である。そしてその原因をなしたものは日支事變であり、次では歐洲第二次大戰だが、その動機をなすものは英國が極東から退却せんとするに際し之に取つて代らんとする米國の野心である。

その最初の現はれは昨年夏の天津會議から東京會議に移つての英國の對日讓歩の聲に日米通商航海條約を廢棄して對日牽制をなさんとしたことがこれであり、之に次では蘭領東印度問題に對する申入れであり、更に具體的問題としては今年八月九日英國政府が發表した上海共同租界からの英國陸軍の撤退に代つて、その警備區域『B』區を警備せんとす

る要求がそれである。

更に數字的に證明されるものは第二次歐洲戰爭勃發後の米國の對支貿易、殊に對上海貿易の著しき進展である。日英米三國及其極東に於ける屬領の最近三ヶ年上半季(自一月至六月)に於ける上海貿易額を比較すれば左の如し。

日英米三國の對上海貿易比較

輸 入		輸 出	
(海關金單位)		(海關金單位)	
日 本	一九三八年上半季 一、八一〇、七三三	一九三九年上半季 一、八、九六〇、五八七	一九四〇年上半季 一三、九九六、六九九
朝 鮮	一九三八年上半季 一四、四九八	一九三九年上半季 四三二、七三九	一九四〇年上半季 三四二、九四二
臺 灣	一九三八年上半季 三二、六七二	一九三九年上半季 一、三二四、九二〇	一九四〇年上半季 八七九、九六七
關 東 州	一九三八年上半季 三〇九、一三一	一九三九年上半季 五、四九八、八五一	一九四〇年上半季 九二一、四〇八
合 計	一九三八年上半季 二、一六七、〇三四	一九三九年上半季 二六、二一七、〇九七	一九四〇年上半季 一六、一四一、〇一六
英 領 馬 來	一九三八年上半季 六、九〇一、五七〇	一九三九年上半季 九、〇二五、〇五五	一九四〇年上半季 六、一〇八、七五六
香 港	一九三八年上半季 五八六、一一九	一九三九年上半季 一、八九六、八六三	一九四〇年上半季 一、九二四、三四六
合 計	一九三八年上半季 三九二、八六四	一九三九年上半季 一、一三三、七四九	一九四〇年上半季 一、二八九、〇七一
米 國	一九三八年上半季 七、八八〇、五五三	一九三九年上半季 一、二、〇五五、六六七	一九四〇年上半季 九、三二二、一七三
比 律 賓	一九三八年上半季 一三、三九八、四五六	一九三九年上半季 二六、九二九、三七八	一九四〇年上半季 五二、七七二、四八七
合 計	一九三八年上半季 五八〇、八〇一	一九三九年上半季 五五九、八五五	一九四〇年上半季 五六三、五三四
總 計	一九三八年上半季 一三、九七九、二五七	一九三九年上半季 二七、四八九、二三三	一九四〇年上半季 五三、三三六、〇二一

輸 入		輸 出	
(海關金單位)		(海關金單位)	
日 本	一九三八年上半季 三九三、七二三	一九三九年上半季 一、五二一、一九三	一九四〇年上半季 一九、八九三、三六六
朝 鮮	一九三八年上半季 三三、七〇四	一九三九年上半季 八八五、八七〇	一九四〇年上半季 六七八、〇八二
臺 灣	一九三八年上半季 三、八五一	一九三九年上半季 二、二二三、七九四	一九四〇年上半季 一、四二五、七一四
關 東 州	一九三八年上半季 一、一六二、四〇三	一九三九年上半季 九、二二二、七五〇	一九四〇年上半季 一四、九八七、七三〇
合 計	一九三八年上半季 一、八七三、七八一	一九三九年上半季 二、三、八五三、六〇七	一九四〇年上半季 四七、九七八、八九二
英 領 馬 來	一九三八年上半季 一〇、五一三、五七九	一九三九年上半季 二〇、四六九、五三〇	一九四〇年上半季 七七、三八一、〇三〇
香 港	一九三八年上半季 一四、九六一、二二四	一九三九年上半季 二五、三六五、〇三一	一九四〇年上半季 一〇三、一八五、三二四
合 計	一九三八年上半季 二、九二六、四一一	一九三九年上半季 六、六二四、〇〇七	一九四〇年上半季 二七、六〇三、九一七
米 國	一九三八年上半季 二八、四〇一、二一四	一九三九年上半季 五二、四五八、五六八	一九四〇年上半季 二〇八、一七〇、二七一
比 律 賓	一九三八年上半季 一一、三五九、五三〇	一九三九年上半季 三五、八二六、八六六	一九四〇年上半季 一八六、九八一、三七二
合 計	一九三八年上半季 一、五一一、三一七	一九三九年上半季 五、〇三四、七八〇	一九四〇年上半季 一五、五五一、三七五
總 計	一九三八年上半季 一三、八七〇、八四七	一九三九年上半季 四〇、八六一、六四六	一九四〇年上半季 二〇二、五三二、七四七

即ち一九三八年上半季と云ふ上海港を中心に日支事變の酣な時は別として、一九三九年上半季から一九四〇年上半季と戰時状態から常態に變る僅々一ヶ年に日本及屬領からの輸入額は四〇%を減じ、英國及其屬領も二三%の減少を見たのに反し米國(比律賓は加算せざるも大差なし)は二〇〇%近くの激増である。輸出に於ても日本は二倍、英國は四倍の増加をして居る時、米國は五倍以上の激増を示して居る。此の外海關統計に掲載されぬ所の重慶政府輸入の武器彈藥飛行機の額が相當多い。最近四ヶ年間に米國側から發表された支那政府の米國武器購入額でも左の如き數字を示して居る。

支那の米國よりの武器購入額 (單位米弗)

一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
六、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	五、〇六二、〇〇〇

茲に於て起る問題は例の支那海關總稅務司の職の去就である。一八五四年七月十二日支那海關に初めて外人海關吏が任命され、次で一八五八年通商章程第十條によつて總稅務司の職が創設されてより前後八十有餘年、同職は常に英人によつて獨占され來つたのである。併し總稅務司に英人を任命することは『上海に關接收問題』の項にも言及した如く別に條約上の成立がある譯ではなく、單に一八九八年二月十三日(光緒二十四年一月二十三日附)清國總理衙門から英國公使に宛てた通牒に基くものであるが、日本が英國を凌駕して對支貿易に一位を占めた時は何とか口實を設けて遂に護もなかつた英國も、米國が第一位占める時は恐らく容易に總稅務司の職を米人に讓るであらう。此豫想を裏書するものは今年春支那海關巡江司部に起きた一つの人事がある。それは同部最高の職たる巡江司 (Coast-Inspector) エル・アール・カレル(英人)が死亡した、その後任には巡江署理たる日本人渡邊惣次郎氏が當然就任する筈であつた處、その後益には渡邊氏より下位の副巡江司エフ・エル・セーベル(米人)が据ゑられた。そしてその理由とする所は『渡邊氏は席次は上であるが、海關に入つた年次はセーベルより後でセーベルの方が故參だから』と云ふにあつた。これは單に辯解の爲めの口實であつて、その實は全く海事部の最高職たる巡江司に日本人の就任するのを嫌つて米人を持つて來た魂膽に過ぎない。

敢て海關に限らず、工部局の人事と云ひ、警備軍の問題と云ひ、英佛の支那からの撤退に代つて入り來るものは當然米國であり、米國の極東政策は方にさうした動向を辿つてゐる。これは前述の諸事實によつて明瞭なばかりでなく一時

は東洋より退却せんとした米國としても日支事變後、重慶側宣傳班の米國誘致運動によつて對支インテレストを助長せんと共に、英國の後にとつて代らんとの野心を挑發されたことは勿論で、その對支投資額に於ては、

(イ) 借款 (一九三九年一月一日現在)	四六、三三二、〇〇〇弗
(ロ) 事業投資 (一九三六年現在)	九〇、五九三、〇〇〇弗
(ハ) 在支米國市民の投資	七、〇〇〇、〇〇〇弗
(ニ) 在支文化事業財産 (一九三三年評價)	四〇、〇〇〇、〇〇〇弗
合 計	一八三、九二五、〇〇〇弗

總計二億弗にも達せぬ米國が而かく支那に對して關心を持たぬと觀測することは寧ろ誤りであつて、米國が通商貿易上の立場から支那を頗る重要視し、殊に將來性の富んだ商品並に資本市場として見直して來たことは事實である。

而して米國の對支關心が北支を去つて中支殊に上海に集中されつゝあることも事實である。上海には米國人の支那に於ける最大の投資會社たる上海電力公司、之に次では上海電話會社、中國航空公司、花旗烟公司、海京洋行、科發大藥房、美孚洋行、德士古石油公司、銀行としては花旗銀行、美國運通銀行、大通銀行等が何れも上海を中心として居るのである。今これ等の重なるものにつき略述して米國が支那に再び關心を向けつゝある所以の一端を示さう。

上海電力公司 (Shanghai Power Co.)

本社 上海共同租界南京路二二一號

最初二八二二年上海電氣公司として資本金十萬一千兩で創立されたが、經營困難で工部局電氣處に買收され、後美外公司(米國外國電力會社)が東洋進出を企て、一九二九年五月工部局より譲り受けて米國デウラウエア州法によつて組

織されたものが今日の上海電力会社で、資本金は一億一千六百萬円で國籍別投資割合は左の如くで上海現地顧問理事會の中には三井洋行を代表して埴雄太郎氏（三井支店長）の名を列ねてある。

米 國	八〇・一〇%	英 國	一〇・〇〇%
支 那	六・一五%	日 本	三・七五%
計	一〇〇・〇〇		

一九三五年一月四日上海市政府から特許權を得て、蘇州河南部地區及び共同租界西部越界路の電力供給に當る爲め資本金三、二三五、三〇〇元で設立された滬西電力公司は上海電力公司の子會社で、總株數の五一%を親會社が所有してゐる。同社も米國法で組織された在支米國の權益の一つである。

上海電話公司 (Shanghai Telephone Co., Federal Inc.)

本 社 上海共同租界江西路二三二號
工場及び技術部 共同租界福建路四六〇號

本公司は一九三〇年八月一日米國の國際電信電話會社が英華洋電話會社の事業を繼承設立したもので、上海電力公司と並んで米國の有力な在滬經濟勢力である。買收價格は一千萬元であつたが、現在公稱資本は五十兩株四十萬株計二十萬兩である。

事變前の一九三六年と事變後の一九三八年の營業成績比較左の如し。

年 度	一九三六年	一九三八年
資 本	八、〇五一、八八八元	一一、五一四、二〇〇元

資 産	四六、五二四、〇四六元	四四、九七二、八九九元
電話機架設數	五六、〇二〇本	六三、三五五本
營業收入	六、八六二、六二五元	七、三二四、一七七元
營業支出	四、六八一、九二六元	四、八五六、八七一元
差引收入	二、一八〇、六九九元	二、四六七、三〇六元
純 益	五七七、〇一三元	九四八、一九九元

中國航空公司 (China National Aviation Corp.)

本 社 上海佛租界亞爾倍路三一四號

一九三〇年七月八日創立、資本金一千萬元の中米國側からは百八十七萬元出資し、副社長二名の中一名、董事五名の中二名、營業、會計係副主任及び運航係主任は米人を定員とす。事變直前の一九三七年に所有飛行機十九臺あつたが、今は上海からの運航は停止されて居る。

花旗烟公司 (Tobacco Products Corp.)

支那本店 上海共同租界蘇州路一七五號

一九一九年資本金七、九二四、五七二弗を以て組織され、順中煙草公司（元英美烟公司）に次ぐ生産額を有つてゐる。

科發大藥房 (Koh American Drug Co.)

本 社 上海共同租界南京路二二六號

工 場 同 華德路一五六八號

科發の文字の示す如く最初は獨逸系資本で創立されたものだが、第一次歐洲大戰後米國資本の買收する所となり、一

九二年米支合辦組織となつた。公稱資本金二百萬元、その中米國資本六四〇、九〇〇元である。

標準洋行 (Standard Vacuum-Oil Co.)

本社紐育 上海支店 廣東路九四號

元來はスタンダード・ヴァキュウム石油會社はその名の如く煤油公司だが、徳士古火油公司と同じく支那沿海に於て航運業をも經營して居る。所有船舶六隻(總噸數五千六百噸)ある。支那に於ける資本額不明。

花旗銀行 (National City Bank of New York)

上海支店 共同租界九江路四一號

上海支店は一九〇二年設立、舊名稱 (International Banking Corporation) 時代の支那宛名を一九二七年合併後も使用す。本社資本金七七、五〇〇、〇〇〇弗、支那に於ける米國系代表的銀行として國際銀行委員會銀行並に團匪賠償金米國分受取銀行として支那金融界に絶大なる勢力を有す、而して名は上海支店であるが、常に副總裁補(現在はジ・エー・イー・マッカイ)が在任監督の任に當りその下に支店長を置く。

大通銀行 (The Chase Bank)

上海支店 共同租界南京路九九號

原名は Exitable Eastern Banking Corporation 一九二一年十月一日 The Chase National Bank of New York & London 米系 The Chase Bank と合併現名に改め、支那名「大通銀行」はそのまゝ踏襲し今日に至る。資本金は五百萬弗(全額拂込)だが重慶政府との關係は相當深く、宋子文一派が上海退却の際も一時多額の現銀と重要書類の保管を依頼したのは本銀行である。

結 論

上海問題の結論、それは結局上海租界の將來が重點であらねばならぬ。而して上海租界の將來如何と云ふことの結論を求めるならば、極めて簡單明快である。即ち上海租界は將來支那に回收せらるべきものであると云ふにある。此の結論に就ては一九三〇年一月共同租界市參事會議長エッチ・イ・アールド氏の招聘によつて來滬し、翌年四月に至る十六ヶ月を費して上海租界問題の調査研究をした南阿聯邦判事リチャード・フィータムの調査報告に於ても略ぼ同様のことが言はれて居る。即ち同報告書の第五篇『租界の將來に影響する主要問題』の冒頭に於て

『予の任命に關する工部局の陳述に見ても同局の動機が主として近き將來に於て支那の治外法權を漸次放棄するに當り採るべき方法如何に關し意見を徵せんとするものなることは明白である。』
と言ひ、苟も租界の將來に關する提案は右治外法權撤廢の可能性あることを考慮したものでなくてはならないと斷言してゐる。

日支事變と共に我方が採りつゝある方針も漸進的ではあるが、總て此の方向に問題解決の矢を向けつゝありと推斷される。唯だその間にあつて我方より提出されたる租界改造案若くは要求なるものが往々にして根本問題から離れてる感があつた。例へば事變勃發直後の昭和十三年一月工部局に對し提出されたる左の提案の如きは要求と云ふには餘りにも遠慮勝ちの問題であつた。

(一) 日本人警察官の地位向上並に人員の増加

(二) 警察以外の中樞機關に於ても行政部門の重要地位を日本人に與へること

(三) 各行政部門に日本人を参加せしめること

そして再三交渉の結果容れられた條項は警察部に特別副總監(日本人)の職を新設することであつたが、同副總監は單に總監に對し一般的政策問題つき意見を開陳し得ると云ふだけで、何等重要な警察行政の樞機には參與し得ないものである。尙ほ當時提出された他の條項『日本人權益の大なる地區の警察署の署長に日本人を任命する件』等はそれより滿二ヶ年四ヶ月後の今日未だ實現されてゐない状態である。

故に上海租界問題も根本に觸れない枝葉末節の問題を取上げての漸進主義では到底満足なる解決は得られないこと勿論である。然らば如何なる方法によるべきかと云ふに、方法そのものはこれ亦簡單であるが、之を實行する爲にはその背後に確固たる信念と強靱な實力を持たねばならぬ。例へば北京、天津は別として、上海に於ては何等條約上の根據なくして駐兵する列國に對し(日本は今支那と戰爭をしてゐるのであるから別問題)撤兵の要求を支那政府がなす場合、此要求をバック・アップする力がその政府に無かつたならば其要求は單なる犬の遠吠と同様である。駐兵問題にして既に然りである。租界の回收、不平等條約の撤廢の如きは一層強大なる背後の力を必要とする所以である。併し斯かる重大なる要求の貫徹はその要求國だけの力では無効である。側面から之を支持し援護する第三國が無ければならぬ。茲に於て上海租界の問題の解決には實力ある中央政府と之を支援する第三國(例へば日本帝國の如き)の力を必要とする所以である。而して上海租界問題にして解決されるならば、其他の地に於ける租界問題の如きは期せずして解決される問題である。而して前記の方法に加ふるに第三の條件は問題解決の時期である。今や歐洲の政局、戦局は共に現在支那と不平等條約を締結し居る國々に不利にして、平等條約締結國に有利である。第一次歐洲大戦によつて一部の平等條約の締結に成功した支那は今迄の絶好の機運を捉へて全面的平等條約締結の道に進進すべきであらう。(一五・八二五)

調査資料パンフレット

第三輯	中華の政治勢力の現勢	昭和10年6月發行
第四輯	滿洲の貿易通商關係	昭和10年7月發行
第五輯	北支の經濟提携の動向	昭和10年8月發行
第六輯	最近の北支の事情	昭和10年9月發行
第七輯	滿洲國の通貨の現勢	昭和10年10月發行
第八輯	臺灣産業の現勢	昭和10年11月發行
第九輯	最近の内蒙の事情	昭和10年12月發行
第十輯	滿洲國の鑛業の現勢	昭和11年1月發行
第十一輯	支那の鐵道建設と航空路の現勢	昭和11年2月發行
第十二輯	滿洲國農業の現勢	昭和11年3月發行
第十三輯	朝鮮農民の滿洲移住問題	昭和11年4月發行
第十四輯	支那經濟建設事業の現勢	昭和11年5月發行
第十五輯	支那當面の重要問題	昭和11年6月發行
第十六輯	滿洲國の林業の現勢	昭和11年7月發行
第十七輯	臺灣の地下資源の現勢	昭和11年8月發行
第十八輯	支那の幣制改革の現勢	昭和11年9月發行
第十九輯	滿洲國水産業の現勢	昭和11年10月發行
第二十輯	西安事變の全貌	昭和11年11月發行
第二十一輯	滿洲國經濟建設の概観	昭和11年12月發行
第二十二輯	朝鮮の地下資源	昭和12年1月發行
第二十三輯	英人の觀たる支那の建設運動	昭和12年2月發行
第二十四輯	西安事變後の中國共産軍の動勢	昭和12年3月發行
第二十五輯	最近支那の對日論調	昭和12年4月發行
第二十六輯	盧溝橋事件の經過概要	昭和12年5月發行
第二十七輯	支那當面の國防作戰計畫	昭和12年6月發行
第二十八輯	支那國防經濟の現勢	昭和12年7月發行
第二十九輯	支那直前の支那經濟狀態	昭和12年8月發行
第三十輯	滿洲國工業機構の現勢	昭和12年9月發行
第三十一輯	支那に於ける二十年の合作問題	昭和12年10月發行
第三十二輯	支那に於ける二十年の諸回	昭和12年12月發行
第三十三輯	支那最近の諸回	昭和13年2月發行
第三十四輯	支那新舊政府の現勢	昭和13年3月發行
第三十五輯	滿洲國五ヶ年計畫の修正概要	昭和13年5月發行
第三十六輯	支那抗戰の經過概要	昭和13年7月發行
第三十七輯	張鼓峰事件の經過概要	昭和13年8月發行
第三十八輯	現下の海軍の全貌	昭和13年9月發行
第三十九輯	支那の抗戰の全貌	昭和14年2月發行
第四十輯	支那に於ける交通網の現勢	昭和14年3月發行
第四十一輯	支那に於ける華僑の概観	昭和14年6月發行
第四十二輯	支那に於ける華僑の概観	昭和14年8月發行
第四十三輯	支那に於ける華僑の概観	昭和15年6月發行
第四十四輯	支那に於ける華僑の概観	昭和15年9月發行

店書堂南蔵

No. 80
¥

昭和十五年九月廿一日印刷
昭和十五年九月廿五日發行

非賣品

編輯人 東洋協會調查部

右代表者 山上 昶

印刷人 島 連太郎

東京市神田區美土代町十六番地

印刷所 三 秀 合

東京市麹町區内幸町三丁目一番地

發行所 東洋協會

編輯人 東洋協會

電話號碼四〇三九番
振替東京一七〇八九番

